

第七十二回 参議院建設委員會會議録第七号

昭和四十九年四月二十三日(火曜日)

午後一時十五分開会

委員の異動

四月四日

寺下 岩藏君

補欠選任 郡 祐一君

四月五日

寺下 岩藏君

補欠選任 寺下 岩藏君

四月十日

寺下 岩藏君

補欠選任 寺下 岩藏君

四月十一日

寺下 岩藏君

補欠選任 寺下 岩藏君

四月十二日

寺下 岩藏君

補欠選任 寺下 岩藏君

四月二十二日

寺下 岩藏君

補欠選任 寺下 岩藏君

四月二十二日

寺下 岩藏君

補欠選任 寺下 岩藏君

出席者は左のとおり。

委員長 野々山一三君
理事 大森 久司君
委員 中村 慎二君
前川 且君
寺下 岩藏君
山内 一郎君
米田 正文君
沢田 政治君
田中 一君

国務大臣

二宮 文造君
春日 正一君

政府委員

林野庁林政部長 平松甲子雄君
建設大臣官房長 高橋 弘篤君
建設省計画局長 大塩洋一郎君
建設省都市局長 吉田 泰夫君
建設省河川局長 松村 賢吉君
建設省道路局長 菊池 三男君
建設省住宅局長 沢田 光英君

事務局側

常任委員会専門員 村田 育二君

説明員

建設省道路局長 新野喜一郎君

参考人

日本道路公団総裁 前田 光嘉君
日本道路公団理事 吉兼 三郎君
日本道路公団理事 三野 定君

本日の会議に付した案件

- 建設事業並びに建設諸計画に関する調査(建設行政の基本施策並びに建設省関係予算に関する件)
- 日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 委員長(野々山一三君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、建設行政の基本施策並びに建設省関係予算について質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○沢田政治君 先般、亀岡大臣から四十九年度の建設行政における施策の所信表明があったわけであり、私は、例年のこととありますから、大臣がこういう所信を表明して、こういう表現を使ったから、その表現がどうか、意味がどうか、そういう応酬はしたくないと思います。いずれの年度においても、非常に文章では格調の高いことを言っており、非常に文章では格調の高い行政が今日の要請にこたえておられるのかどうか、また、今日の要請と矛盾があるのかどうか、こういう立場からきくようは聞きたいと、こういうふうに考えるわけであり、

まず第一に、私は、本四の三ルートにおけるあの架橋をどうするかということであり、最近の経済情勢に基づいて、去年、起工式ですが、招待状を發して、総需要抑制という観点から一応中止しておるわけであり、その後、新聞等でもいろいろ報じられておるが、一体これはどうするの、ということであり、いろいろ新聞あるいは雑誌等で伝えられておるが、その後の世論も非常にいろいろな角度から掘り下げて議論しておるやに私は見たり聞いたりして、おるわけであり、一方、また、担当者である公団のほうで、一体どうなるのか、こういう先行きに対する不安といえますか、そういう行政の態度はいかにあるべきかと、こういうような不安も一部にはあるようであり、そういうことでありますから、価値観というものが最近非常に変わってきておるわけであり、もとは何でも物を早く運べばいい、道路を多くつくればいい、物理的な利便、こういうものに大きな価値観の傾斜があつたやうであります、石油危機と、それに基づく最近のインフレ状況からいって、自然との調和、こういういろいろな角度からこれは議論に供されております。

以下、私の述べることは、決して私どもの党のサイドの問題ではありません。これは私の一個人の見解ということになるわけであり、やはり三本つくるという方向が決定されているわけであり、その後の経済的な変化あるいは価値観の変化、こういう角度からいって、一たん決定したことなから、これは何でもかんでもやっちゃう、こういうことなのか、新たな次元からこれを見詰め直すのか、この付近はいかがですか、大臣。

○国務大臣(亀岡高夫君) 実は私といたしましては、この本四の三ルートの問題につきましては、この三ルートが決定されましたという経緯というものが十分検討をいたしました。また、東京にいて、いろいろいま仰せのような情勢の変転ということも承知をし、しかし、何と云ってもやはり四国の島民の方々、県民の方々の話も直接聞いてみる必要があるんじゃないかと、四国にも行きまして、いろいろの方々の意見も聴取いたしました結果、私としては、既定方針どおり、三ルートは必要であるということを確認をいたし、ただ、御承知のような情勢でございますために、総需要の抑制という大方針のもとに着工の時期を見合せておるといふ措置を実は講じさせていただいた次第でございます。

○沢田政治君 具体的には、じゃ、どうなるのですか。目下この具体的な見通しがつかぬことは、これはわかりますが、三ルートのうち、今年度はどれ、来年度はどれと、これはある程度の展望がなければ、よしあしは別として、これに対する議論が、やっぱり価値観の変換という角度からいって、行政水準の平等という角度からいって、油の

問題も含めて、自然景観を含めていろいろな議論が巻き起こっていることは事実でありますから、しかし、利益を受けるかどうかはわかりませんが、少なくとも橋が三本かかるぞと、こういうやはり四国各県の県民の期待も相当なものがあると思ひます。そういうことでありますから、これは該地域の都市計画等にも影響があるだろうし、したがって、ある程度の見通しを持ってやらなければ、いま総需要抑制だから一時ダウンだと、こういうことであります。とりあえずこれを先にやるのか、何年かかろうが財政事情が許す限り三本同時に着工するのか。優先的にここだけやって次はここ、ここと、財政が許せばこれは三本同時と、こういうことなのか、その付近はどうなるわけなんです。

○国務大臣(亀岡高夫君) 御指摘の点でございますが、それぞれ三橋とも地域的な特性もございしますし、また経済効果というような面があるわけでございます。したがって、全部が貫通しなれば何らの利益を發揮しないというようなやり方はとるべきではない。やはり一つの橋ができて、幾つかの橋がかかるわけでございますが、三橋とも幾つかの橋がかかるわけでございますが、その橋ができることによって、いままで二つの島であったのが一つになるという利便等も考えられるわけでございますので、そのような地域特性、経済効果等を考慮して着工する場合には着工していくべきであるという考え方を持っておるわけでございます。したがって、Aルートにつきましましては、大鳴門橋、Bルートにつきましましては南北備瀬瀬戸大橋、Cルートにつきましましては因島大橋及び大三島橋、この辺から着工をしていく準備を実は進めておる次第でございます。

○沢田政治君 この点については、私見ですがこれ以上立ち入ったことを聞くのはどうかと思ひますので、私なりの意見を持っていますが、これは個人的な意見じゃあまり失礼なので、これ以上触れません。そこで、都市計画法の線引き、これが始まって

から今年の六月で五年を迎えるわけでありまして、巷間、新聞等で伝えられるところによりまして、何か線引きの手直しをしようと、こういう点が一部に報道されておるわけでありまして。したがって、私も、この線引き、都市計画法の法律制定の際に審議に参画した一人でありまして、市街化区域と市街化調整区域、また農業振興区域とか、そういうことになっておるわけでありまして、当初、政府が原案をつくる際には、私の記憶では、調整区域じゃない抑制区域というところで議論したことも記憶しております。したがって、本法の目的とするところは、無秩序な、何といいますが、虫食状態のような都市形成ですね、スプロール防止と計画的な秩序ある都市の建設と、こういう点がこれは立法の目的であるわけでありまして、今日いへども、その目的は全然、何といいますが、要らぬと、こういうわけじゃない。これは当然秩序あるスプロール防止はしなくちゃならぬと、こういうことであります。大体この市街化区域の線引きの状況がどうなっているのか、その後、何市町村ぐらい線引きを完了しておるのか、この点はいかがですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 市町村の数で言いますと、全国で線引き対象都市の数が八百六十七あるわけですが、そのうちの七百八十三、九一%は完了しております。なお八十四残っておりますが、そのうち、昨年三月に線引き対象都市に新たに追加指定した都市が七十四ありまして、その相当部分がこの未線引きの中に入っているという状況でございます。したがって、当初設定した線引き対象区域の九五%ぐらいはすでに達成しているという状況でございます。

○沢田政治君 面積にして約百十六万ヘクタールですか、若干の後退しておるようでありまして、調整区域が三百二十万ヘクタールですか、もともとこの市街化区域の線引きをする際に、向こう十年の都市の構造といいますが、状況というものを判断してこれは線引きをされたわけですね。その際に、向こう十年で、ことしの六月で五年で

すから、ことしの六月で五年になる間においても、最終的には地方自治体の長がこれ認定するわけでありまして、ものさしが同じだとしても、それだけのばらつきがあることは事実であります。これは私も認めます。と同時に、また民間デベロッパーですね、宅建業者ですね。もう少し線引きを直してくれとかどうとかという業者サイドからいく一つの要請もあつたことも私は承知しております。少なくとも行政で向こう十年間の都市構造を想定して線引きをする、こういうことでありますから、五年をまだ満たないときにこの線引きをし直す、これはおかしいと思ふのです。みずからをしてみずからが不明を恥じなくちゃならぬと思ひます。それと同時に、また行政サイドで線引きを直してくれと、あそこにも宅地造成をしたいと、こういう要請もありますので、私は、これをどういう意味、目的を持って線引きをし直すことにしても、やはり行政の権威というものは失墜すると思ふのです。やはり多くの国民から見ますならば、行政サイドからの要請によってこれが線引きし直されると、こういう懸念、疑問、疑惑、こういうものは当然起こってくると思ひます。

また、ある地方自治体では、これ以上都市集中されて行政負担が重くなるのは、ともかくこれはたえられぬと、これ以上線引きし直すというのは、これは縮小することじゃない、拡大することであるから、これはもう地方自治体としても財政上たえられぬと、こういう自治体もあるやに私は理解しておるわけでありまして、前提として、私は、これを軽々に線引きし直すべきじゃないと思ひます。これは歴代の建設大臣もこういう場面に逢着したことは何回もありまして、これは断固とはわけておるわけですね、朝令暮改のようなことをやっちゃいかぬと。業者サイドの利益に奉仕したとか、都市計画法というものは大体業者サイドのものであると、それをきらったのかどうかかわかりませんが、これを一つのタブーにしてや

はり避けてきたと思ふのです。でありますから、亀岡大臣、これは新聞等によりまして、田中さん

の日本列島改造論に軌を一にしておるかどうかわかりませんが、まあ田中総理と直結をしているあたが、あそこは線引きし直すのじゃないかと、こういうような疑惑ね——これはあくまでも疑惑ですよ。私もほんとうにそう思っているわけじゃないんですが、これはやはり慎重を期してもらいたいと思ふのです。これはどうするつもりですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 御指摘のように、新都市計画法に基づいて線引きがなされたわけでございます。まして、各自治体並びに各県のなみなみならぬ協力によって初めてでき上がった市街化区域、調整区域、農業振興区域という措置でございます。これを法律の精神に反して、いろいろな都合だけによって線引きをし直すというようことは、私は就任以来、非常に慎重に発言をし、考えてもいる次第でございます。御指摘のとおり、民間デベロッパー等にそういう考え方をやれば、せっかく落ちついている地価問題にまた火をつけるという等もございしますために、私は、やはり法律の精神をそのまま行政の面で実行していかなければならない、こういうことを申し上げておる次第でございます。

ただ、この際、やはりあの法律を見ますと、五年ごとに見直しと申しますか、何か自治体ごとに見直し、見直してみろという法律の条項があるわけでございます。しかし、これにつきましては、建設省としては、積極的にこれを改善をするような方向で処置しなさいというふうなことはいたしておりません。

○沢田政治君 輕輕にこれを少なくとも業者サイドの要請によって変更すべきじゃないと、こう言われておりますので、私はこの言を信ずるわけですが、ただ、考えられることは、最近公団住宅をつくる場合に用地難から建設の度合いというものは非常にブレイキがかかっていますね、宅地難からですね。これはたいへんだと思ひます、私も。でありますから、これは最悪の場合、線引きにある程度の変更を加えなければならぬ客観的な

必然性というか、必要性というか、こういう場合には、やはり公的な住宅を公が企画してつくる場合にはどうしてもそれにかわる代替地がない、だから、ここならここをちょっと線引き書きを直して、しかも、それは公共福祉に合致しているのだから、これは利潤追求のためじゃないという場合には変更というものもあり得ると思うのです。これはやっぱり世論としても、なるほどこれはもうやむを得ないと、こういうことになると思います。デベロッパーの利害に関する思惑で、全く朝令暮改のように、何と云いますか、線引きが変わるといふことになる、この法律の持つ意味というものは、権威というものは、これは非常に失墜すると思うのです。でありますから、私は、全部この線引きというものは十年間たかなければ、未来永劫、十年間です。未来永劫という主張じゃないんです。絶対動かしやいかぬという主張じゃないんです。そういう公が計画をし公的な住宅をつくる場合には、やはり公的にまた都市機能というものをとつと充実したいという場合に限りある程度の計画変更というものが有り得ると、こういう最小限度の歯どめというものと限度というものを持ってほしいものだと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) たいへん示唆に富んだ、私も申し上げたいと思つておつた気持ちを御指摘いただいたわけでございます。特にこの三大都市圏という特別の地域におきましては、御承知のように、勤労者の住宅問題というものが非常に難関に達着をしておる。この問題を片づけましたために、何と云つても土地問題が基本であることは申すまでもございせん。そういう際には、どうしても、ただいま御指摘ありましたような公的な面の場合には、特別のケースとして調整地域を市街化地域に編入することも、都市計画の変更によつて編入することも有り得るといふことは当然であると考えております。

○沢田政治君 次に、今年予算ですべての総需

要抑制と物価安定と、これ以上インフレを高進させないと、そういう具体的な政策がすみずみまで行なわれたとは私は考えませんが、そういう目標で進んだことは、これは認めてもいいんじゃないかと思ひます。これは建設省の予算の中でも、若干これは繰り延べ等を考えますと、はたして掛け値どおり総需要抑制に一〇〇%予算機能というものを発揮したのかどうかという問題については若干の議論が残りますが、大筋において、そういう意欲というものはこれは認めるにやぶさかじゃないわけです。

そこで、非常に奇異に考へるのは、官庁営繕ですね。官庁営繕もある程度セーブしたと、こういう努力のあとには見受けられますが、ただ筑波学園ですね、この予算は前年比相当膨張をしておるわけですね。たとえば昭和四十八年度の予算においては、筑波学園の関係予算が六百七十四億円に対して、四十九年の今年度は千六百八十八億円。この伸びというものは約五八%くらいに増額されておると思うのであります。同時にまた、国庫債務負担行為として三百億円がこれは出されておるわけですね。これは総需要抑制でありますから、やっぱり先憂後楽で、少なくともこの官庁営繕というものは、これはやっぱり政府自身の総需要抑制の姿勢の最先端をいくものだと思うのです。だから、まずみずからの官庁営繕はこれはセーブするといふのが当然のことだと思ひます。そういう観点からいくと、何か、この目的と具体的な施策というものがどうも奇異に感ずると、こういう感じを私はいふにやぶさかではないわけでありまして、そういう感じを受けるわけでありまして。

もちろん、私は、筑波学園でも、筑波大学には私も反対であります。しかし、実際にそこに入試を受けようという方もおるし、もう入試を受けておる方もおるし、そういう事実ができた以上は、それを全部削つちやえといふことは言えませんが、それとまた、好むと好まざるにかかわらず、公務員も相当移動する、そういう場合に、宿舎がない、こういうことで、よしあしは別と

して、これは困ると思ひます。そういうものに対するある程度の増額はやむを得ないと思ひます。が、たくさんありますね、何だか研究機関とか、何を研究しているのかわかりませんが、私は、あまりこの効果は認めておりませんが、これは将来効果が出てくるかも知れませんが、こういうものはやはり大幅に、これは廃止といふことは言ひません。やはりさつき言つた政府みずからが総需要抑制というこの大目標を掲げている以上は、先憂後楽といふたてまえからいつても、ある程度これをセーブすべきじゃないかという感じを持つわけでありまして。私のそういう観点からいくと、どうもこれはもう先憂後楽は、この面に関する限りは、実際の行政としてはなされておらぬと、こういう感じを受けるわけでありまして、これは大臣の答弁でなくともいいから、どうですか。

○政府委員(高橋弘篤君) 先生の御趣旨、私ももっともであると思ひます。官庁営繕はこういうときにはいち早くやつぱり控えて、そうしてその他の重点事項に予算を注ぎ込むということがほんとうだろうと思ひます。したがひまして、先生も御承知のように、一般の官庁営繕事業につきましては、大抵前年度の八割、しかも、中央官庁のようにな大規模なものは一切予算計上しないといふことになっておる次第でございます。

ただ、御指摘の筑波学園のことしの営繕事業につきましては、先生のおそらくいまの御指摘の数字は、ちよつと私も持ちませんが、全体のかと思ひます。建設省の関係している予算だけにつきまして申し上げますと、全体計画で千五百億、これは去年の単価によるものでございまして。四十七年までの施行済み額が三十億、四十八年度予算額が百八十九億、それから四十九年度予算が三百二十一億といふことになっておりました。合計しますと五百四十億になるわけでございます。最初全体の計画から言ひますと非常に少ないものでございまして。したがひまして、確かに四十九年度は四十八年度よりも多少はふえてはおりますけれども、当初予算、御承知のように、五十年年度末には

これは概成するといふことになっておる次第でございます。

この四十九年の予算のつき方を見ますと、私も、これはそういうふうなかつこうにはついてない、したがつて、非常に抑制された、押えられて計上されているといふふうな考へておる次第でございます。そういうふうな予算的な措置でございますが、同時に、一般官庁営繕と違ひまして、この筑波学園都市計画といふものは、御承知のように、首都圏の、特に東京におきましますところの過密を解消して、そうしてあと地を有効に利用して、いこうといふような、単に役所の施設営繕といふこと以外に、そういうふうないろいろな目的がある次第でございます。そのところも御理解いただきまして、仕事の性質上、全くこれでそれじや中止するとかいふことは、なかなかこれはむずかしい問題で、一つの大きな目的もございまして、先生のおっしゃつたように、現在におきましては、相当抑制をしながら、予算計上も差し控えながら、やはり当初の目的を遂行していくということが必要であらうかと思ひます。ただ、先生のおっしゃつたような趣旨に従ひまして、四十九年度予算も、先ほど申し上げましたように、五十年年度末のものもなかなかこれは実はむずかしいような予算の計上のしかたでございます。

○沢田政治君 昭和五十年年度末に完成といふ大前提の目的があつたとしても、それはわかりません。それと行政目的ですね、やはり都市の過密状態を幾分でも緩和するといふ一つの行政目的があるといふ目的もわかりません。目的の手段方法がいかにどうかまで入りませんが、しかし、五十年年度末まで解決しなくちやならぬから予算をつけなくちやならぬといふことは、これは理屈としては通るとしても、これはやっぱり何と云うか、そういう一面のみがこれは正論ではないと思ひます。これは、住宅問題にあつては計画どおりかどうかが、国全体の行政が大きな経済変動によつて

重大な段階に乗り上げておるんでありますから、行政としては何が先かというよりは優先順位というものは、時代の要請と世論によって相当出たり入ったりすることはこの際やむを得ないと思ひますね。そういうことでありますから、特にこの一般官庁官給は、もしいまのインフレがこのままの進行速度でいくか、多少鈍化したとしてもさらに総需要抑制しなくちゃならぬという場合には、やはり行政の態度としては、さっき言った先憂後樂という関係から、みずから国民に呼びかけたいというんだから、みずからこれは不便をしのぐというふうなやつぱり態度がなければならぬと思ひますよ。ことしのこの予算をひっくり返せといつたって、これはできないでしょうが、やはり国民は敏感に見ていますからね、こういうところを、でありますから、大臣、やはり行政態度としてはみずからが締めるものを締めて国民に協力を求める、きわめてこれは抽象的ですが、そういう姿勢が非常に重要だと思うのですね、国民に呼びかける以上は。そういうことだから、来年度の予算においては十分そういう点を配慮に入れるべきだと、こういうふうに考えますが、いかがですか。

○國務大臣(岡田高夫君) 気持ちとしては御指摘のとおりであると私も考えます。したがって、四十九年度予算を編成をいたします際にも、実は官房長から申し上げましたように、非常に要求の強い部門であつたわけでございます。しかし、総需要の抑制ということで、ほかの予算項目から見ますと非常に抑制のしかたが少なかったんじゃないかという御指摘でございますが、当初要求の度合いというのから見ました際には、私どもとしても、精一ぱいの抑制をやつたと、こう思つておるわけでございますけれども、しかし、やはりこの姿勢というものの、抑制はあくまでも強力に実行していかなければならないということで、国会で御承認をいただいた予算の中でも、この予算の執行に当たってはきびしい抑制を加えようというところで先般の閣議決定もいたしましたよう次第でございますので、建設省といたしましても、これを今後

経済情勢の安定の度合いに従つて、この予算執行を御指摘のような線に沿うようにできないものかどうかということとを事務担当のほうに検討をやらせたいと考えるわけでございます。

○沢田政治君 次に、第二期の住宅政策ですね、五カ年計画ですね。沢田さん、これはどうですか、当初掲げたように、計画どおり完成できますか。たいへんこれは難儀な段階に差しかかっていると思ひます。その事情というのはよくわかりませんが、一体、これは計画はこうであつたけれどもできなかったというところで済むのかどうか、これをやつぱり再検討する必要があるのかどうか。大体、現在の趨勢はどうなつていますか。

○政府委員(沢田光英君) 御指摘のように、住宅の問題は非常に重大な局面に遭遇しております。五カ年計画の進捗状況は、四十九年度の予算まで入れまして、総体の九百六十万戸、そのうち四割は公的、こういうふうな中で、全体につきましては七九%前後というのが現在四十九年度を含めまして進捗状況でございます。これを第一期の同じ四年目に比べてみますと、前のときには七六・四%でございます。これはこの数字からだけ申し上げますと、建つた割合というものは第一期よりも進んでおるといふふうに見えますけれども、実はその中身が非常に問題でございます。この九百五十万戸の中の公的なもの、民間のもの、この二つの分野についてみますと、民間のものがかなり第一期よりも進んでおります。第一期が四年目までに七九%でございますのに、今回は四年目で八七%ということでございます。これは四十七年ごろの金融緩和等も大いに響いているわけでございますが、民間はかなり伸びておつた。しかし、公的はどうかと申しますと、第一期のときには、現在まで七二・四%でございましたものが、今回の四年目までの計画まで入れまして七六%前後というところに来るのではないか、こういうふう

に考えております。すなわち、そこでかなりのダウンをしておる、これが問題でございます。一体これで計画は達成できるかどうかということでございますが、これはこういうふうになつた原因が何かということに關係があるかと思ひます。こういうふうになつておるんでありますものは、全国的に見まして、大都市を含めまして大都市周辺、これは特に三大都市でございますが、そこで、公営住宅、公営住宅、公団住宅が大幅に進み過ぎておつたというのが現状でございます。こういうふうになりまして、これは、四十六年度までは、実は第一年度は順調に経過したのでございますが、第二年度の四十七年度からは、いわゆる下ものに関連いたします土地の値上がり、あるいは団地お断わり、そういうふうなものが出てまいりまして、四十七、四十八とこれが落ちております。ただし、四十七年度よりは四十八年度のほうがややかま首をもたけております。四十七年度が最悪だったと思ひます。ただ、四十八年度の後半に至りましてまた石油ショックがございまして、下ものだけではなしに、上もの建築費の問題もある、そういうことで非常にむずかしい問題がございまして、基本的にはやはり下もの問題が非常に大きいうございまして、いわゆる地価問題あるいは土地の大量供給問題、こういう基本的な制度というふうなものを確立をいたしまして対処しなければならぬ問題もございまして、緊急のそれでは間に合いませんので、緊急の対策をいたしまして、各種の要素を四十九年度予算に盛り込みまして、このおくれた分を三大都市圏の大都市圏で取り返そうというふうな意気込みでやっております。しかし、なかなかむずかしい問題でございますが、私どもは、第一期と比べて、おくれの程度を考えますと、まだまだ私どもは望みを十分託しまして、今回の施策に十分打ち込みたいというふうに考えておる次第でございます。

○沢田政治君 いま言われましたように、もう四十八年度の建設計画と四十九年度の建設計画は、これは公営住宅はもちろんのこと、公庫住宅、さらに公団住宅ですね。これはたいへんな激減ですね。激減ということばはいいかどうかわかりませ

んが、比較しますと、非常にこれは減っていますね。それで、これは何といつても計画どおり実施するように努力したいと思ふんです。

そこで、私、どうも解しかねるのは、第二期住宅建設五カ年計画の総戸数ですね、九百五十万戸ですか、この中の民間の占める率ですね、計画の中のまた計画で、五百七十万戸がこれは民間の自力建設する住宅でしょう。なぜ、この何というか、第二期でも——これは第三期は絶対民間を入れちゃいかぬと思ひますよ。民間は政府の指導によって、政府の要請によって家をつくらざるんじやないんですよ、自分が必要だから個人の住宅をつくらり、また、この木賃アパートをつくる人は、もうかるからやつておるだけの問題だと思ひますね。行政というものはこの面まで手を伸べてないんですよ。それをあたかも五カ年間に九百五十万戸政府が家をつくらぬだというふうな錯覚を起しているわけだよ、みんなはね。これはやつぱり不当広告取り締まりの法律あるけれども、これは中身がなくて、戸数だけあつと出して、こういう行政実績があらますつて、これは不当公示ですよ。これは、そうでしょう。みずから責任をもってみずから計画したものはこれだけだということを出すべきであつて、行政が全然手を加えぬものをこれがおれの計画ですななつて、これはちよつと不当広告に類すると思ひますね。そうでしょう。民間住宅に対してどういう行政をしていますか。それは住宅金融公庫とか、幾らか融資はありますが、それ以外の行政というものは何もないでしょう。民間が自力で建てているわけですよ、これはね。でありますから、さっき言つたように、これは公営住宅が落ち込んでいるけれども民間のほうで非常に調子がいいなんて、あたかも沢田さんが自分の努力のようなことを言つていますが、わかっている人が言つたら、それらしいですよ。何も何戸建てたじやない、政府の努力によつてど

れだけ住宅を公的にやつているかというのが政府に対する評価わけだ。でありますから、これは第三期においては分けべきだと思ひますが、い

か

がですか。

○政府委員(沢田光英君) 五カ年計画は、住宅建設計画法、これに基づきましてつくっております。その法律の中で、やはり国全体で一体どういふうに住宅を建てていくか、供給していくか、こういう計画をつくることになっております。その中で、もちろんやり方といたしましては、みずからの負担で適正な水準をもてる方は御自分で建てる、それができない方には公共の援助の手を差し伸べる、こう二つの部分がございます。それぞれについて地域ごとの建築費あるいはその地域に分布する人々の所得、負担能力、こういうものを勘案して組み合わせまして、その結果、みずから自力でできるものは何割あるいは公共のものは何割、こういうことを積み上げて全体で戸数が出ているわけでございます。それが九百五十万のうち四割が全体的には公共の何らかの援助が必要、それから六割はおおむねそういうものがなしに水準が確保できる、こういうことでございまして、おっしゃいますように、私もが、一番大きな仕事としてやっておりますのは政府の公的施策によりまして住宅供給でございます。それが進まないというところはたいへん問題でございますが、しかし、民間のほうも、やはりみずからの力によつてみずからのいい水準の住宅を建てるといふうなことも大事なことでございます。したがって、計画の中には二つの部分がございますけれども、しかし、私もが政策的に重点を置いてやっておりますのは、もちろん公共的なものでございまして、さらに民間につきましても、税制とか、あるいは金融、住宅ローンの繰上りなどを広げるとか、あるいは金利を押さえるとか、そういうふうなことを大蔵省とともにやっております。そういうことはどこに響くかといえますと、住宅の水準に響くわけでございまして、何にもいたしませんと、民間の住宅でも水準が落ちてくるということになります。そういうところに関しましては、いささかの政策はやっておるわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、重点は公営、公団、

ことに公営住宅等を中心といたします政策の完全遂行ということにあることは論を待たないところでございます。

○沢田政治君 この統計のとり方も非常にむずかしいと思いますが、いま日本に、世帯数にして、住宅難と言いますが、住宅を渴望している人ですね。公的な住宅に入っている方は別として、これは民間に入っているから住宅が満ち足りていないということじゃないんです。これ、どっかに入らざるを得ないから入っているわけなんです。そういう意味で、住宅難と称される世帯数は一体どれだけあります。一千万戸とか、一千二百万戸とか、いろいろな数字を見ることがありますが、政府自身では、どれだけの住宅——一人一部屋かどうかは別としても、その問題はまた議論があるとしても、住宅難世帯というものはどれだけあるというように把握してありますか、いま現在で。

○政府委員(沢田光英君) 住宅難世帯、住宅困窮世帯、私も、二つに分けておりますけれども、自分で住宅に困っているという意識を持つていらっしゃる方は、半数以上あるように意識調査で出ております。私もが客観的に住宅難の世帯と申しますのは、いわゆる小世帯で九層、普通世帯で十二層以上、こういうふうな基準以下の世帯。家にいたしますれば、三十平米以下のような家に住んでおるといふものを住宅難世帯としている。それで五カ年計画の計画のもとにして住宅難世帯をはじいておるわけでございまして、それが始まりまして五カ年計画の出発の四十六年度時点におきましては、おおむね三百万世帯の住宅難世帯があるというところでございまして、それが逐年減つております。現在では二百五十万に近づいておるといふのが現実だと思っております。動いておるもので、正確な数字はわかりませんが、二百五十万程度ということが現在の状態だと思っております。

○沢田政治君 住宅難と住宅困窮と分けています。うですが、小世帯の場合は九層ですか、大世帯の場合は十二層と、こういうふうに分けておるのですが、これは理解が浅いと思いませんか、私は。これは狭い広い、文化的でないという一つのものさしもわかりません。それで困窮か、難か分けることも、意味としてわかりません。しからば、これは十三層とか、小世帯で十二層に住んでおても、これは住宅難、住宅困窮から解放されたかといえ、そうじゃないんです。問題は、どれだけ住宅というものの対して負担が大きいかと、生活に占める割合が大きいかという一つのものさしもなければ、ほんとうの意味の私はやっぱり住宅政策とは言えないというように考えます。そこで、私は、やはり民間の自力建設まであつかも政府が計画して政府が努力したようにするのは、これは不当公示じゃないかと言ったのは、民間の家賃については野放しなんです。これはもう一家総動員で、広いところへ住んでいる人もあるかも知れません。こういう人は一日も早く公的な住宅を渴望しているわけですよ。それを世帯だけで、難とか、困窮とかはかかることは、やはり住宅政策の琴線に触れておらぬと思っております。そうでしょう。これは役人的な発想で、世帯とか、戸数とか、そういう統計的にはそれはけっこうだと思っておりますが、住宅政策というものは、そうじゃないと思っております。衣食住でありますから、生活の三大要素はまいりませんから、毛皮を着ているわけにはありませんから、でありますから、経済負担も考えて、やはりどれだけの人が住宅困窮であり、住宅難であるかということをもう一回把握し直すべきだと思っております。いかがですか。

○政府委員(沢田光英君) 私が申し上げましたのは、いわゆる住宅難世帯がどのくらいあるかというところでございまして、物理的には現在で二百五十万くらいあるであろう。計画時点におきましては、四十三年の住調によりまして計画を始めまして、そして四十六年からの分を取っておるわけでございしますが、この物理的に困っておる人、その時点では、四十三年では三百六十万くらいございまして、この人たちの所得の階層分布を見ておられます。そして、この人たちの中でも、わずかな人たちは自力でできるでしょう。それから少し下がったところの方々はやはり住宅金融あるいは公庫、そういうふうなもので、あるいは公園で処理できるかもしれない。一番所得分布の低い、一、二分位につきましては公営住宅、こういうもので処理しなさい。かようなことで政策の筋を立てまして、五カ年計画の中に政府の施策の住宅はどういう種類のものを幾ら建てるかということをしなされたわけでございまして。仰せのとおり、負担の問題をよく考えなさい。ただ、九層、十二層以上にも問題がございまして、やはり収入、所得が少しずつでも上がってまいりますれば、皆さんのいわゆる住に対する願望というものは上がってまいります。したがって、次の五カ年計画におきましては、この九層、十二層でいいの、もつといい水準をねらうべきだといふように私は思いますが、そういうふうな水準が移動しております。今回の五カ年計画では九層、十二層というものをとりまして、負担とかね合わせて政策をきめていったというところでございます。具体的に住宅難の一番大きな現象は大都市地域におきまして木質住宅にあらわされておると思っております。これがやはり二百五十万以上ございます。もちろん単身者が住んでもありますが、しかし、そういうものの存在が住宅難のまさにあらわれた一番の面だ。私も、こういうものをいかになくすために公共的な施策を打っていくかということが、いまから、あるいは今後の大きな筋だといふふうに考えます。

○沢田政治君 低所得者に対する住宅政策の解決の抜本的な方策は、これは低所得者ですから、自力建設を望めない人ですから、まずその解決策は公的な住宅を充実していくと、これが大目的です。第一のとるべき手段です。しかし、それは一気にはできないわけですから、そうなるならば、低所得者で公的な住宅にも恵まれぬと、しかも、相当家計費の占める負担が大きいと、これのめんどろを見ていくというものは、それを含めて私は住

宅政策だと思えますね。その公的な住宅の線から漏れた人は、これは国の行政の及ぶところじゃないというところで放置するならば、ほんとうの意味の住宅政策じゃないという私は気がしてならぬわけですよ。その漏れてる人はたいへんあるわけですね。私も選挙される身でありますから、何も宅建業者を知っているわけじゃありませんが、いなかからぼつと出て、ここで就職して結婚したと、東京の地図がわからぬからと——この町の宅建業者は何か前に紙を張ってますね、貸し家がありますなんて。思わざる私も小使役を引き受けることがありますが、ほとんど売り手市場、貸し手市場ですね。しかも、あそこに行くところでも二十戸ぐらいの貸し家が準備されておるように揭示はされてますな、揭示。ところが、あれはおとりなんですよ。店の景気をつけるためにこれだけ商品がありますよと張ってあるだけで、中身は一つもないところもあるわけだ。いや、これは売れましたとか、きのう売れましたとか、おととい売りましたとか、これは条件が合わないから、こう言っているかも知れませんが、そういう状況。しかも、そこに入つたとしても、これは全部の業者、全部の家主と言わけじゃないですが、毎年、市街化区域の固定資産評価が上がったとか下がったとか、どうとかこうとかいって、税金に比例して上げてもらわなきゃ困る、上げなければ次は更改をしないと、こういうことでどんどん値上げされているんですよ、無制限に。いまこれを取り締まる法律がないわけですよ。昭和二十五年以前に建てた住宅であるならば、家賃地代統制令、借地借家法の適用になるわけですが、それ以後建設されたものはやはり民法上の私契約でありますから、どうしてもこれはできるわけです。したがって、公的な住宅に入っておられる方はまだしあわせな部類だと思えます。私は、それに入っておられない民間の木賃アパート等に入っている方は、これは踏んだりけつたりだと思ふんです。これの救済なくしては住宅政策とは言えないと思ふんですよ。ただ建てるばかりじゃなくて、現に困ってお

る者を、公的な住宅は建てられないけれども、法律的に行政的にどう保護するかということでありますから、どうですか、これに対する救済策はありませんか。これは目に余るものがあると思ふんです。

○政府委員(沢田光英君) 仰せのとおり、住宅行政の目的は適正な水準の住宅に適正な負担でお入りになれるような状態を現出するというところでございまして。一番下の階層について言いますれば、公営住宅なり公団住宅なり、それが十分間に合うように供給されるということが理想でございまして。それが先ほど来の御議論のように、建物を供給するということが自体に大きなネックが出てきております。そういうネックが反映いたしまして木賃住宅が減らない、こういう現象がございまして。一番大きく見ますと、この四十八年におきます住宅統計調査の結果、これが出てきておりますが、世帯の数を住宅数の上回っておりますから、大都市地域においては木賃がそういうものに加わって上回っておるという状態でございまして。こういうものが実は大きな問題でございまして、やはり木賃あたりを目ざしますには、木賃がある間はその中にどんでん入ってまいりますから、こういうものは都市計画的にも都市環境的にも、住宅政策上もよろしくないから、これをいよいよものに変えていくということが一番大事なことであらうと思ひます。木賃は都市の中にございまして、いわゆる低所得者には便利な位置にございまして。郊外の団地から通えないような方が入るわけでございまして。そういう意味で、私どもは、やはり都市改造にもつながるという意味で、心なして都市の中に公共住宅を供給する一つの方策といたしまして、基本は再開発でございまして、そのもとと簡便なもの、空き地がありますれば公共住宅を建てて、そこに木賃の人を取寄して木賃をこわしていく。こういうふうな話が本来の筋だと思ひます。しかし、いま現に困っておる者にどうするかという問題も現実にごさいます。これにつきましましてはいわゆる家賃補助の思想とか、こういうものがございま

して、審議会にいま諮問をいたしまして、この夏ぐらいまでには中間報告が出てくる。そういうことによつて住宅政策の点検ということをやっておりますが、その辺の問題につきましても、悪い住宅に住んでおるといことが問題として残りますので、やはり最初の議論のように、いい住宅を供給して悪い住宅をなくしていく、町をよくしていくということが基本にあるうと思ひます。しかし、基本的には、先ほど申しましたギャップを埋める政策、負担力に合うように埋める政策というものが今後審議会の答申を得まして、私ども制度の中に組み入れていくべき方向だというふうに感じております。

○沢田政治君 最近公的な住宅も量から質と、全面的に量から質に転換できないですね、絶対戸数が少ないわけだ。あわせて質の面も考慮していこうという姿勢に最近ややなってきたわけで、これは喜ばしいことだと思ひますが、ただ、木賃に関する限りは、これは全然質の向上じゃない、粗製乱造ですね。入れて早く家賃を取る、やっぱり採算を早くとりた、減価償却を早くやりたい、これは民間はなりわいとしてやっているんだから、そういう傾向にいくのは悪いと言つたつてそういう方向にいくわけですから、大都市近傍の分譲じゃない賃貸住宅を見ても、そういう傾向は非常に強くなつていまして、ただ、大きいマンションつくとくか一戸建てをつくるならば、隣にまた別の所有者があるならば、日照権というブレイキがかかるから、そう密集したスラムの再生産はできないわけですが、ある一定規模のところは一ヘクタールなら一ヘクタールを一つの業者が持つておつて家をつくる場合は、これはだれも支障ないわけだ、文句言うやつはないからね、自分の建物に自分の賃貸住宅を建てるとだから、しかも、とても消防自動車なんかもぐるようなところじゃありませんよ、全くと軒と軒が連なっているような状況を呈しておるわけですね。でありますから、私は、この住宅政策に民間の自力建設を含めて計画しておる、あたかも政府がやつた

ようにしておるといことは、これはやっぱり看板に偽りありと言つたのは、家賃に差別があることに、もう一つやはり住環境も悪いんですよ。これに対してチェックできない。そういうことで六〇%も民間の気ままに建設されながらこれを計画に入れるということは、行政の手の届いておらぬものを計画に入れるのは、これはいかぬと、こういう感を一そう深くするわけですね。でありますから、やはり将来住環境を言うならば、民間がやるのはしょうがなく、これは公的なほうだけは質の向上をさせるということじゃなく、やはり建築基準法等も考えて、やはり民間で自立する賃貸アパートとか、そういうものも住環境を質量、特に質をよくしていくようにこれは当然指導していく必要があるんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(沢田光英君) 住宅の問題は、あらゆる社会的な条件がずつと積み上げられて初めていい状態になるというふうなことだと思ひます。仰せのように、日照の問題一つとりましても、木賃住宅ではおそろく日の当たるところは少ない。この点に關しましては、日照問題の徹底に伴ひまして、現在基準法の改正、日照基準を制定する問題を出しております。さらには日照だけではございまして、都市環境の問題だと思ひます。これは緑の問題から各種の公共施設の問題まで含めまして、いい町の中にいい住宅がなきゃいけないというふうなかつこうで住宅が供給されなきゃいけないということは、もう論を待たないことでございまして、そういう際に、仰せの木賃住宅といふものはほんとに悪い状態だと思ひます。負担からいいますと、環境からいいますと、しかし、仰せのように、ちよつとこの木賃住宅を供給している方々は、どちらかというと、大企業でございまして、庭先を利用してそこに建てておるといふ、いわゆる市民一般とあまり違わぬ方々がやつておるような状態でございまして、したがって、土地の値段も家賃にあまりはね返してないというところで、それと質の悪いということ

で手ごろな家賃にしておるといのが現状でございます。それだけに非常に根強いこととございまして、町づくりの中におきまして大きな問題でございます。当然将来の再開発につながるわけでございまして、私も、先ほど申し上げましたように、都会のあいたところに公共住宅を建てて、そして木賃を買っていく、そしてこれに補助金なり何なりをつけていくという制度を四十九年度から生み出して、さらに発展いたしますれば再開発につながるということでございまして、また、片や、土地を持っており方が賃貸住宅をやる場合には、銀行金利に対して公庫金利程度まで金利を下げてくる利子補給をするという制度も私も昨年からは持っております。こういうものがまだまだ始まったばかりでございます。十分にはいきませんが、こういう方向を延長して一つ一つ小さな地主さんの木賃建設というものをいい方向に導いていくということが大切なことだろうと思っております。最終的には再開発でございますが、そういうふうな小さな地主でございまして、そういう手法に沿って、私も、いい町の中にいい住宅があるようにというふうにお考えの次第でございます。土地持ちの賃貸住宅の利子補給につきましては、したがって、援助をしますので、家賃もある程度適正なものに押えるというふうな方向で本年度からはつづき計画が開始しております。

○沢田政治君 この問題だけで長くかかっているわけにはいきませんが、結論として、いままでも委員会では問題になりましたのは、やはり公的な住宅の家賃の問題がたゞ議論されております。が、しかしながら、一方同じ住宅困窮者であり、住宅難世帯でありながら、同じ国民でありながら、同じ平等な行政を受けべき資格のある人が民間に入っているために発言の機会もない、不満というものの解消方法もない、こういうのはやはり住宅政策としては欠陥があると思えます。そういうことでありますから、昭和二十五年以後につくった民間住宅であつても、やはり家賃というものの指標というものをやはり何らか考える必要があるんじゃないかと思えます。これは民間の場合でもですね。少なくとも公的な資金を利用してつくる場合には、これは全く自力になったものでやつてもらいたいわけけれども、やっぱり公的な資金がある程度、融資なり金を受けよう場合には、一つのめどをつくる必要があるんじゃないかと私は考えます。これはむしろ問題です。となると、一方においては家賃を抑えようと建設費がこれは減退してくるんで、非常にハムレット、両刃の剣になるんで、私はそういうことも知っております。知っておるけれども、公的に入る人だけある程度恩典に浴する、そうでないものは行政に漏れたものはこれは全然どっちでもいい、これは民間の契約だということにはならぬと思えます。根本的には家賃地代統制令に全部適用させろ、私は、こう言いたいわけけれども、私の主張はそうです。だけれども、そこまでいかぬ、もう少しもう一歩下がった実効ある方法がすべからう。講じてほしいと思えます。それと公的な住宅の場合でも、非常に縦割り行政で、建設省内部でもこれは縦割り行政になっているわけですね。道路は道路、川は川、公園は公園とばらばらじゃいけません。家はできたけれども水道が来ないなんていうところがあるでしょう。そういう団地ありましたね、公団住宅で、これはまさに縦割り行政、官庁内の縦割り行政の一人歩きの大欠陥ですね。こういうものはやっぱり総合的に、住宅でも河川でも、道路でも公園でも一セットして横の調整をとるといことが私は必要だと思えます。私は、具体的な箇所をあげてこれは指摘すればいいわけですが、そこまで言つてもこれはばいでしょう。が、ありませんが、大臣、そういう点は考えなければいけません。住宅は住宅、道路は道路、水道のほうは水道ということじゃいけません。ああいう恥かしい状態を現出させないように、横の連係をとるような官庁内の機構というものを、運営というものを考えてほしいと思えます。これに対する大臣の見解はいかがですか。

○国務大臣(岡田高夫君) もう仰せのとおりでございます。私自身、その点をもつて感じておる次第でございます。同じ建設省の中におりながら、道路と住宅の面の横の連係、連絡というものが非常に十分でないという面を私自身も就任以来何回か体験をいたしているわけであります。住民運動等が起きておる個所なんかはやはりそういう面反省しなければならぬ点が多々あるわけでございまして、その点につきましては、実は建設省におきまして、一つの住宅団地の建設が公団なり何なりによつて、各自自治体によつて行なわれるということが連絡されてきた場合には、やはり担当課長なり担当局長なりが一步高い立場に立つて、その申請書を見て判を押すときは、自分が体験してきたいろいろな行政体験をその上に生かすような、そして判断をして判を押す、こういうことをやましく実は言っているわけであります。そのために幹部になる方々はいろいろなポストを経験するわけでありますから、そういうことができるようにということでは人事等の異動等も実は行なわれておるわけであるはずなのに、案外そのポストについてやうと、もういままでも自分が体験したこと全部忘れちゃったやうな判の押し方をすると、これはもう公務員としてかたわだ、こう言つても差しつかえないわけでございまして、そういう点につきましては、就任以来、横の連絡をよくとるやうにということをやましく実は要請をしてきておる次第でございます。

○沢田政治君 大臣の所信に対する質問、これで終わりますが、もう一つだけ最後にお聞きしておきたいのは、公的な住宅も非常に要請すべき段階にあると、これは土地の入手難、地価の高騰、さらには建設資材の高騰、非常に悪条件が周囲に満ちておるわけですね。そういう事情はわかりませんが、住宅ということになると、何と云つても、その主たる建設資材は木材なわけですね、日本の住宅の場合には、そこで、木材は、これは卸売り価格は若干低下してはいます。ところが、実際の小売り値段というの、高値安定的なような、若干下がって、微減しておりますが、高値安定的な要素を示しておると、そこで、問題なのは、問題というのか、多くの国民が疑問に思っているのは、国には国有林野があるわけですね。これは昭和二十五年以来赤字続きでした。しかし、昭和二十五年から三十五年までは、これは黒字であつたわけですね。赤字、黒字をここで私はクロージングアップさせるつもりはありますが、需給状況の急変によつて、これは商社の投機もあつたわけですが、たいへん木材価格が去年の十二月をピークにして値上がりしたと、それで昭和四十八年度の国有林の黒字が六百十三億円に上つたと、だううと、こう言われております。

そこで、これは林野には独立採算という制度があつて、林野も苦勞していると思えます。いままでの赤字もあつたし、かてて加えて今度は人件費が高騰するわけですから、はたしてこの黒字の六百十三億円がいつまで維持できるかという一つの問題もあつた。あります。ただ、素朴な国民から考えるならば、国が国有林というものを一方においてやっておると、しかも、売る値段というの、これは無理なわけですから、価格の鎮静といひますか、少なくとも騰貴をおおるというものに水をぶっかけるぐらゐの作用ぐらゐはしてもいいじゃないかと、国がやっている事業でありますから、それをもう時価の趨勢につれてごぼつと六百十三億円もこれはもうかつた、いま現在で見ればこれは民間会社であるならば、これは超過利得税の対象になるわけですね。だけれども、これは国の事業であるから超過利得税も取られぬ。もう少し行政的に、何らかの面で国民に、しかも国の国土の二〇%が国有林野でありますから、しかも、国が経営しているんだから、もう少し行政的に貢献する道はないのかと、こういう素朴な疑問を国民は持っていると思えます。しかしながら、国有林野の立場に立つと、会計法、財政法によつて、払い下げ、売り渡すときは時価によらな

ければならぬという法律もありますから、決して私は脱法行為で国有林野がもうかったとは考えていません。しかも、まだ価格を鎮静させるほどのシェアを持っておらぬと思います。木材と国内材の比率も、木材のほうが多いし、シェアに占める国有林野の木材というものは一三％しかない、この一三％が日本の、何といいますが、価格構造を要するということは、大がしっぽを振るのか、しっぽが大を振るのかというの原理と同じで、私は、やっぱりこの価格構造を要するほどの影響力は持つておらぬと思いますが、しかし、一方においては、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律という法律があつて、異常な水害が起こつたとか、異常な震災、火事が起こつたという場合は、格別安い値段で国のそういうものを払い下げたり、貸付してもいいということもあるわけですが、しかし、国全体に及ぶインフレという大異常状態、この全般的な状態の前においてこういう部分的な法律が適用になるかどうか、法律解釈はむずかしいと思いますが、大臣、これは木材が高騰した場合、国有林野の関係を閣議でやっぱり話し合われたらと思うけれども、話し合いにならなかったかどうか。これはまあ大蔵省が来て——私は、大蔵省には意見がありますが、いまの国有林野というのは独立採算でいいのかわか、国有林野の行政におけるこの目的というものはもつと公共的なものじゃないかと、国が切つて売つて、もうかるとか損するとかというのじゃないんじやないかと思ひますが、いずれにしても、今日の黒字というのは何を意味しているのか。これはどこを処分せよということには私は言いませんが、もう少し国有林野とこの木材の需給を緩和するという面だけでもいいから、行政的に作用させてもらいたいと思ひます。価格を鎮静させるということとは、これはシェアの関係からいってできないと思ひますが、そういうことで、林野では、備蓄政策といいますが、日本の木材の需要が四千万立方ですか、国有林野全部で千七百万立方出していますか、今度は将来は三千万立方ぐらい備蓄したいと言つてい

ますが、三千万ぐらいじゃこれはどうにもならぬですね、需給にも。少なくとも百万ぐらいまで伸ばして、しかし、これは変に備蓄をしたならば、また需給のアンバランスを、そのこと自体が価格の騰勢を呼ぶことになるから、非常にこの需給もある程度緩和されているし、値段というものの、何といいますが、下降きみだというこの機を見て林野には努力してもらいたいと思ひますね、そういう想定に立つて。

それと、やっぱり国有林野と建設省の関係ですね。私は、建設省というのに疑問持つてゐるんですよ、正直に言えば。これは発注官庁じゃないかと思つてゐるんですけどもね。予算をとる、あとはこれを請け負いさせる、そういうことで、あとは何にも行政持つておらぬわけですね。たとえば技術者が足りないと言つたつて、技術者をどう養成するかという、みんなこれはもう労働省だ、ほら木材が足りないと言つたら農林省だ、ほらまた建設資材と言つたら通産省だ、自分は何にもしない、ただ予算をとつてどっかに請け負いさせる、ただ予算をとつてどっかに請け負いさせる、もう少しやはり担当範囲を広げて、行政をやるためにはこういう手法が必要だと、手段も必要だということに、行政に対して厚みを持つてもらいたい、これはやっぱり将来の検討課題として。自分じや、もう住宅建設でも、他の要因によつて振り回されてどうにもできぬということじやなく、ある程度自分がそれを緩和するぐらいの行政手段を持つほどの建設省にならなければ、ほんとうの意味の建設省の存在価値がないと思ひます。これは抽象的な聞き方ですが、大臣御答弁願ひたいと思ひます。あわせて林野も御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫) もう私が身にしみて感じておりますことを御指摘いただいた感じがいたします。特に、昨年の石油ショック以来、建設資材の暴騰という経験を経たわけでございますけれども、建設省は切歯扼腕をしながら通産省に強く要請をする、また、木材等については何べんか農林省に対して、先ほど御指摘のありましたような、暴騰に水をかける作用でもできないかということ、ただお願いをして回るといふのが建設大臣の仕事という現在の機構という問題については、十分今後考えていかなければならないと、こう思つておるわけでございます。しかし、だんだんと国会のほうにおかれまして、土地問題等を通じて、そういう機運が開けておりますので、私もまたいたしまして、積極的にその方向に向かつて体制をとり得るよう、省をあげて努力をしてまいりたいと思ひておる次第でございます。

それとともに、先ほど住宅問題についていろいろと御示唆をいただいたわけでありまして、私が、感じておりますのは、独身者、それから中小企業に就職して住宅までめんどろを見てもらえないという方々に対する、いわゆる公的住宅の提供のしかたというものがこのままでいいだろうかという感じ、考え方を持つておられて、この点について先ほど御指摘をいただきましたので、来年度の予算編成の際にあたりましては、十分その点を考慮して住宅政策の中に取り入れていくようにしたいものだと思ひておる次第でございます。

○政府委員(平松甲子雄君) ただいま先生から国有林野事業についてお尋ねがあつたわけでございますが、国有林野事業につきましては、国土保全という見地、また木材の安定的な供給という見地から、国有林野事業を独立採算で、特別会計で運営をするというたてまえをとつておるわけでございます。現在の独立採算制をとりましてに至りましたゆえんといひましては、戦争前は一般会計で処理しておつたわけでございますけれども、一般会計で処理をした過程においては、歳入の六割程度が国有林野事業の支出に充てられるというやうなことで、林野の収入を林野外に持ち出すというやうなことになっておるといふことから、一応林野内の蓄積を多くするという意味において独立採算制をとつたというふうに承知いたしておるわけでございますが、その後、先生おっしゃいますように、国有林野事業には損益の経過があつたわけでございますが、主としていたしまして、戦後の復興期に国有林材を切り出して国土の復興に資してまいつたということは、御承知のとおりでございます。現在伐採期にあります木材につきましては、戦争前後がちょうどその時期に当たつたものでございまして、植栽が相当少なかったということもございまして、現在伐採の適齢期にある木材が少ないということもございまして、国有林自体をいたしましては、現在のところ、自然保護その他との関連もございまして伐採量を減らしてきておるといふような実情にございまして、また需要のほうはどんどんふえてまいつておりますから、先生御指摘のやうに、わが国の木材の需要量の一三％程度を供給するにすぎないというやうな状況でございます。しかも、その一三％の中には、木曾ヒノキであるとか、秋田杉であるとか、特殊の用途に向けられるものというものも相当ございまして、そういう意味からいひますと、国有林材の一般の住宅用材に占めるウェイトというものは非常に低くなつておるわけでございます。また国有林材で現在販売をいたしておりますのは立木あるいは素材で販売をいたすということでございますが、その間に素材にする過程あるいは製材する過程、そういうやうなものがございまして、かりに国有林材を特殊な価格で売るといふことにいたしましたとしても、それが流通過程の中で吸収されてしまふというやうなことで、先生御指摘のやうな形で流通過程で価格を支配するということはなかなかむずかしいというやうな問題がございます。先生御指摘のやうに、災害の際に、その災害の罹災者という形でございまして、これは被災者が特定いたしておるといふことでございまして、そういう方々に特定して売り渡す。これは特定価格で売り渡すことがその目的とする方々に利益を及ぼし得るというやうなことでございまして、そういうやうなやり方をやつておるわけでございますけれども、一般的に申しますと、国有林

材がかりに安く売られたといえども、流通過程で吸収されてしまふという実情にあるということが懸念されるものでございますから、現在のところは、法令のきめるところに従って一般価格で売るといふことをやっておるわけでございます。

四十八年の決算見込みにつきましては、先生御指摘のとおり、六百億をこすような、損益勘定では利益を生むということでございますけれども、四十六、七年には材価が低迷いたしておったということから、両年度で約五百億程度の赤字だということになってございまして、また、四十九年度になりまして、先般のベースアップで四百億程度の金が出ていくというようなこともございまして、現在の国有林の四十八年度の利益見込みというもので、それを一般的に、先生おっしゃるような形でそのまま使えるかどうかという点については、国有林事業の独立採算として特別会計が設置されておるといふ趣旨からいたしまして、早急にそういうような結論が出せるかどうかという問題があるかと思ひます。ただ、国有林事業特別会計につきましては、制度といたしまして、剰余金が出た場合に、その剰余金の中の一定割合は特別積み立て金というのになしまして、その特別積み立て金については、それを一般会計のほうへ入れまして、林業振興その他の経費に充てることができるといふことになっておりますので、四十八年度の利益につきましては、その中の一定の比率が五十年年度予算の際に林業振興その他の経費に充てるために一般会計へ繰り入れられる。そういうようなことでございまして、先生御指摘のような形で木材の備蓄というふうな形の経費を四十九年度の予算で要求いたしておるわけでございますけれども、五十年年度以降につきましても、そういう関係の経費にその特別積み立て金から繰り入れた金額を使うことができるんじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○委員長(野山一三君) 他に御発言もなければ、本件についての質疑は終了いたします。

○委員長(野山一三君) 次に、日本道路公団法の一部を改正する法律案を議題とし、本案の質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○沢田政治君 道路公団法の改正ですね、法律の改正の内容はたいしたことないと言っちゃ、これは矮小化すようで悪いわけですが、端的に言って今度の改正点は、せんじ詰めて一口で言えども、どういふところですか。

○政府委員(菊池三男君) 一口で申しますと、道路公団がインターチェンジ周辺に関連施設としてターミナルというふうなものをにつくりたい。その理由は、高速道路の利用の便宜をはかる、あるいは交通事故の減少をはかるというふうな、いろいろございまして、そういうふうなターミナルをやれるようにしたいという事業の内容の変更が第一でございまして、それから第二点が、そういう場合に、道路公団もみずからやれるけれども、それを、道路公団が出資をして第三セクターをつくり、そこにやってもらうというふうな形にしたいというのが第二点でございまして、それからあと、公団法改正に伴いまして、従来、監事という職がございまして、監事が必要ある場合に意見書を建設大臣あるいは道路公団総裁に出せるというふうなことが昔の法律には入っておりません、最近はその全部入っております。これは行管からの勧告もございまして、公団法の改正のつどそれを直していくべきであるということと、余剰金の運用を少し幅広くやりたいということ、その四点がおもな内容でございまして、

○沢田政治君 従来は、道路公団は道路をつくることに専念しておったわけですが、付属事業として道路の運営上やトリックターミナル等をつくる。そういう場合は公団でやる場合もあるし第三セクターでやる場合もある。そういう場合の、これは運輸行政との関連もありまして、たとえば第三セクターということになると、民間との共同

出資のこともあり得るわけですね。そういう場合に、土地の買収はどうなるのかということですが、たとえば、公団がストリートでやる場合には、道路としてやる場合には、土地収用令ですね、ああいうものの発動も、これは好ましいことじゃないけれども、あり得るわけですね。そうすると、民間資金が入って、民間も入る。民間が入るといふのは、これは公共事業じゃないから、これはやっぱりある程度の利潤行為というもののその中に、損したものに投資しませんが、やっぱり利潤行為というものを一面においては追求をする。そういう場合の土地買収と土地収用法との関係がどうなりますか、そういう場合、公団が、何というか、専門にそれをするということになればこれは趣が違いますが、道路の一端として、これはどういふことになるんですか。

○政府委員(菊池三男君) たてまえは道路公団がみずからやることにしております。したがって、用地の取得等につきましては、これはインターチェンジを手当ていたしますときに、同時に手当てをするほうが非常に有利であり、また計画的にできますので道路公団が手当てをするわけでございます。それで、そのまゝ、本来の姿は、道路公団がみずからターミナル等の運営をやるのが一番望ましいわけでありまして、現在のところ、道路公団はまだ七千六百キロという高速道路の完成の目標がございまして、また、年々高速道路が増えてまいりまして、それに対する維持管理は管理というものが年々ふえてまいりますと、いまの道路公団の陣容ではとてもそこまで手が回りませんので、公団が出資をした会社にその経営をやってもらうということになりますので、土地はあくまで道路公団のものであって、そのターミナルそのものをその第三セクターにやらす、したがって、その場合、道路公団はその第三セクターに土地の賃貸というところで使用料をもらうという形に考えております。

○沢田政治君 高速道路も、最近では、これはすべたそうですが、価値観の転換といえますかね、時代

代の趨勢が、一つのものがよろしいというもの、これよりこつちのほうが価値があるんじゃないかというふうな価値観の転換といえますか、新たな問い直しを道路公団自体も、縦貫道路自体もやはり相当問い直されておる現況じゃないかと思ひます。

そういうことで、以前は高速道路が通ることになりますと、非常に利便だと、東京に非常に至近距離になると、これは都市中心ですね。すべての道路はローマに通ずるじゃない、東京に通ずるといふことで、ある程度の期待感も持ったわけですが、しかし、実際に高速道路ができた結果、はたして高速道路というものは国民の生活とどういふ関係にあるのかと、はたして価値あるものかどうかという新しい意味の問い直しは現在されておる。しかも、エネルギーというものは無限じゃない、有限だと、もう半世紀持つて持たないか、こういうとき、国自体が膨大な投資をして、半世紀後には万里の長城のように無用の長物になるものにはたして今日の行政が全部税金をあげていいのかどうか。第七次道路五カ年計画によりまして、十九兆五千億円で、こういう金があつたならば別に振り向けたいじゃないか、という疑問は別としても、おれの生活と高速道路は一体どういふ関係にあるのか、こういうことで随所から環境の変化やら地価の高騰やら、そういう角度から問い直しがきておると思ひます。そういう意味で、やはりつくることが行政としての功労なんだと、効果なんだと、最優先なんだという行政姿勢というものを根本的にやり直し見詰め直す段階にきているんじゃないかと思ひうなけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 御指摘の点も十分理解できるわけでございます。しかし、私、全国歩いてみまして、特に北陸、九州、四国、東北等、やはりこの高速道路に期待する面、非常に多いわけでありまして、この一例でございまして、私、たまに北陸に参りまして、その県内だけの高速道路が貫通していると、隣県にはまだ続いておらない

と、もうそれだけでもその県内の県政伸展計画に大きな利便をもたらしておると、一口に言つて人口がふえ出しましたと、いままで人口が毎年減つていたのにもうこの両年中に県民の人口がふえてきましたと、こういう話を実は知事さんからお聞きして、それにつけても、やはり一日も早く富山に参りまして、四国に参りました。また、九州非常に熾烈な御要望もございました。また、九州市民の声も実は耳にいたしてきておるわけでございます。したがって、確かに生活本意と申しますか、公害防止、環境整備という面を考慮した道路政策も十分考慮していかなければならない時代には入つてきたものの、高速道路についてはやはり計画どおり設置してまいることが国民の生活に直接結びついていくものと、こう考えるわけでございます。

○沢田政治君 高速道路と住民の裨益の度合いです、それはそれで価値観というものを住民がはかつて、それで反対運動とか、こういうものも出てくるわけですね、よしあしは別としてですね。このことは環境の変化と同時に利点もあるけれども、やはり何と言いましても、欠点も出てくるわけですね。私、こうちよつと資料見たわけですが、道路がよくなればなるほど交通事故が起これるだろうというように私はしろうととして考えておつたわけですね。ところが、道路種別交通事故発生状況という調査を見ますと、元一級国道ですね。元二級国道であるわけですが、これは一キロ当たりで、元一級国道は十一・一、二級国道は三・七、市町村道、これは飛ばさないんだから、スピードが出ないんだから〇・三というように、結局、道路というのはいくつなればなるほどそのままだいかなだろうと思ひますが、事故の拡大再生産と、公害をまき散らすと、こういう一つの裏のデメリットもあると、こういうことを痛感せざるを得ないんです。

るわけですが、北海道から東京まで来る道路、九州から東京まで来る道路、これはまあみなつながるわけですが、その間においてインターチェンジのない住民が、遠くから産業の荷物を運ぶために、人を運ぶために、おれがなぜこんなにも騒音をまき散らされて、おれがどうという関係があるという、これは素朴な疑問と反発が出ることは事実です。そういうことでありますから、やはり従来の道路構造はもろろのこと、インターチェンジのこの間隔等も十二分に地元の意向を聞いて、何キロなればいかにぬといふことと、デメリットばかりじゃない、メリットもあるんだと、こういう点にやっぱり観点を私は変えてもらいたいと思うんです。そうすれば、これはやっぱり地元の反対運動といふものも、全部これは絶無になるというわけじゃないけれども、相当解消できるんじゃないかと。関係のないやつに迷惑だけいけいけいけると、こういう被害意識といふものは強いわけですから、これはやっぱり変えるべきじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) これも名神の当初の建設の際には、このインターチェンジが相当な距離で建設されたことと心得ております。しかし、やはり沢田先生から御指摘のありましたとおり、地域住民の利便といふことで、東北縦貫道の際には、実は私も私もそういう点を地域の住民から強く要請を受けまして、やはり十キロごとくらいに上りおりできるところをつくつてほしいといふことを政府に当時要望したわけですが、ただいままでは大体いま申し上げたような距離にインターチェンジを置くといふことで進めておる次第でございますが、これ以上やはりよくつくつたほうがいいものかどうかといふのは、私、実は専門家がやございませんで、道路局長のほうからお答えさせたいと思ひます。

○政府委員(菊地三男君) ただいま大臣からお話申し上げましたとおり、当初は名神、東名のころは大体平均二十キロぐらゐを考へておつたわけでございします。その後間隔をずつと縮めまして、た

だいまでは平均十三・六キロでございます。そういうことで、これはこの道路が無料の道路ですと料金徴収等の問題がございせんので、ドイツのアウトバーンみたいに八キロとかあるいは八キロ半といふような平均間隔ができるわけでありまして、けれども、やはり有料道路事業でございますので、インターチェンジはできるだけたくさんつくつて利用をしていただきたいといふことと同時に、やはりあまり利用の分散されまして少ない数になりますと、それに対する管理費が非常にかかりますので、有料であるがためにそこら辺のバランスを考へて、いまの大体平均十三・六キロということになっておるわけでございます。

そこで、一昨年もインターチェンジの追加をしてほしいという御要望がたくさんございまして、その中から約二十カ所ほど整備計画の際に追加をいたしまして、その後必要となつたところには、また非常に間隔も長いといふところには、追加をしたこともございします。また、今後これからできますところは、比較的交通量の少ない地方の施工がこれらからどんなに出てまいりますので、そういう地点ではできるだけインターチェンジをつくつて利用していただきたいと同時に、ただいま申し上げたような問題もございしますので、やはり料金徴収等の簡素化といふものは、あるいはインターチェンジの簡易なものといふようなことで、建設費も管理費も安くするような方法で考えられぬかといふようなことも、あわせてただいま検討しております。

○沢田政治君 無料じゃないから、有料ですからね、これは料金徴収施設とか人員ね、そういうものもある程度考慮に入れなくちゃならぬと思ひますが、やはりある程度の交通量があつて、やはりその住民が非常に協力したと、無理があつたけれども協力したといふ場合は、やはりそれは一人りつばな男を置くか、その自治体に委任して、やはりお年寄りでも料金は徴収できますから、そういう便法とか、安く上がるというか、人を安く使うといふことは私好みませんが、何かの方法で

地域住民の要望を生かしてやるようなことを研究課題として考へてもらいたいと思ひます。

それと同時に、私は、法案審議の際に自分の選挙区のことをあまり引き合いに出したくない性格ですが、これは一般に通することだと思ひますから、一つの例として申し上げるわけであります。去年当院の当委員会が前国会において諸願書を受理をいたしたわけであります。それは秋田県の小坂町という町内の路線変更をしてもいい、これは与党、野党、県会全部あけて、町が両断される、非常に狭小な地帯の谷間の町がさらに東西に二分される、こういうことではたいへん迷惑だ。でありますから、用地は、ちよつとならぬかな山になります。山があるの、そこが町有地とか町の管理の山もあるの、ちよつと西のほうに寄せてくれといふ非常に穏健な路線変更の要請があつて、諸願があつて本委員会が採択されたわけですが、その当時の記録には載つておりませんが、道路局長のほうはいや、西に五十メートルとか百メートルとかいって地点まで指定された場合技術的に非常に困難だと採択の際にクレームがついたわけでありました。しかし、この委員会は委員会が採択する委員会でありまして、政府の言うことを聞いて採択するわけじゃありませんから、その点はわれわれもこの諸願を採択するにあつて、この地点でなくちやいかぬ、もつと百メートル向こうでなけりやならぬといふことは言わぬから、ともかく町民の意向といふものをこの際諸願の趣旨として生かすべきじゃないかといふことで、与野党満場一致でこゝで諸願を採択したわけでありました。これは国会の採択でありまして、国権の最高機関でありますから、皆さんが参考に資する程度だといふわけにいかぬ。やっぱり行政に可能な限り生かす義務があると思ひますが、その後、地元から私が聞いておるわけであります。一向に調査したようにも見えないし、その結論といふものも出ておらぬ。町自体、あそここの鹿角市自体が非常に都市計画に困つておる。一体どこを通るのか、新しく誕生した市でありますので、さつぱり

できないと、都市計画も。こういう苦情が出ておるわけでありませう。でありますから、早急にこれを解決してもらいたい、こういうふうに考えておるわけでありませうが、去年の請願採決後どういふことになつてゐるのか。どういふ経過でどういふ今日の状況を迎えてどういふ展望があるのか、この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

聞くとところによると、日本道路公団が様々ありませうが、ともかくいままでの例としては五十メートル以上は移動させたことはない、これはもう一つのパターンである、これ以上動かしたならばこけんにかかわるか信義にかかわるか、こういう風説もあるわけでありませう。これはやはり産業優先、そして生活軽視ということになると思ひます。私は、技術的にできないのはこれはやむを得ないとしても、資金で済むものはやっぱり生活優先というたてまえを貫くべきである、それが今日のやっぱり世論だと私は思ひます。それがそういうことだから、きちんときまつたことでなくていいから、どうなつてゐるのか。これは随所にあると思ひますから、局長と公団の理事のほうでいままでの現状を報告してください。

○政府委員(菊池三男君) ただいまの東北縦貫道の小坂町の問題につきましては、昨年の七月の本委員会におきまして、沢田先生から御指摘されたわけでございませう。また、同時に請願が採決になつたわけでございませう。それで、そのときに私御答弁申し上げたんですけれども、その小坂の中の現在の公団がきめられたルートにつきましては、いろいろ問題点はあるけれども、それに至るまでには、これは四十三年に施行命令が出ておりまして、四十七年に路線発表したわけで、その間三年ないし四年十分な検討をいたしてルートをきめたものであつて、数本のいろんなルートについての比較を行なつた結果きまつたものである、しかも、その比較の段階におきましては、これは単にお金だけの問題ばかりではなくて、地質の問題やら、あるいは勾配の問題やら、いろいろな角度から考えましてこれが最善であらうということできめたも

のであるというふうに申し上げたわけでございませう。

しかし、さらにそれを検討すべきであるというお話でございまして、その後、そのすでに検討したルートについてはもうわかつておりますが、それよりももう少し大きく小坂川の西岸、その西岸にはなだらかな山がおりますけれども、そこは地すべり地帯でもございませうし、その地すべり地帯をトンネルで抜くか、あるいは裏側へ大きく回して従来よりさらに北のほうでは、坂梨峠という峠がございませう。その手前で従来の考え方は取りついでございませうけれども、坂梨峠もひくくめて大きなバイパスというものが引けるかどうかというようなことを実はいま五千分の図面を引きながら検討してゐるわけでございませう。現場ではまだ雪がございまして、また、そういう引きました路線についてさらに地質の調査もしなければならいませうし、さらに地すべりの問題、それから山のほうへ上がりまうので、どうしても勾配が強くなりまう。そうすると、そういう勾配に対する雪のすべりの問題、凍結によるすべりの問題等、いろいろ路線を検討いたしますと問題点がございませうので、そういう点は、雪が消えましてから現地調査もできまうので、雪が消えてからさらに現地調査をやつて、大体夏か夏過ぎぐらいまでは大まかな線をきめたいというふうに考えておるわけでございませう。

○参考人(三野定君) ただいま道路局長から詳しく申し上げましたとおりでございまして、そろそろ雪も解けましたので、間もなく現地に入りましてボーリング調査を含めた地質調査と現地の調査を進めまして、特に局長からも、夏ごろまでにはひとつ何とかあらましの結論を出せよということを進める所存でございませうので、よろしくお願ひを申し上げます。

○沢田政治君 一体、いつどうなるのかということと非常に心配しておるわけですよ。その後ナシのつてだ。こういうことで、私は、請願が採決

される前にも調査案件でここで質問して大臣が答弁してゐるわけですよ。事、金で済むことであるならば要望を満たしますと、要約して言ひますと、こういうことを言つてゐるわけだ。金がかかるからできぬと、こういうことは言ひません、こういうことを言つておるわけですから、やはり関係自治体に対しても、いま横雪時期であるからできないけれども、夏ごろまでに調査して結論を出したいなら出したというところを、つとつとやっぱり公団のほうでも情勢を報告すべきだと思ひます。どうなつたどうなつたと言つて一回ぐらゐ私聞かれても、私が企画しておるわけじゃないからわかるはずがないものだからね。でありますから、そういうことを考えても、あまり行政と密着しておらぬように私は考えられてなりません。そう

から、夏ごろまで結論を出すなら出すということ、自治体のほうに親切に、自分の行動の予定というものを接觸して説明すべきだと思ひます。いいですか。

○参考人(三野定君) 至らぬところがあるようございませうが、十分気をつけまして連絡を密にいたしたいと思ひます。

○田中一君 十九兆五千億の新五カ年計画が策定されております。財源はむろん揮発油税の値上げからくるところの倍額という大幅な税の徴収増によつてまかなわれていくということになつておりますが、これに対する新五カ年計画の内容を説明していただきたいんです。それから、その内容も、どの程度に――前年度、前々年度から比較してどの程度に仕事のほうの伸び、あるいは縮まつていくかどうか、これらの問題を詳細に御報告をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(菊池三男君) 最初の財源のことから申し上げます。

財源につきましては、実は一昨年の閣議了解におきまして、道路整備五カ年計画の財源は昭和四十九年度予算決定時までにきめるというふうになつておりました。そこで、四十九年度におきま

しては、特定財源のアップ等をひつくるめましていろいろ検討したわけでございませうが、今回、ガソリン税の二割アップあるいはとん税の――これはこまかく申し上げますと、いろいろございませうけれども、おおむね二倍、それから自動車取得税の三割から五割への引き上げというふうな形できまつたわけでございませう。それによりまして、実は、従来の道路整備五カ年計画、すなわち第六次の五カ年計画のときには、全体に対しまして財源構成は特定財源が約八二％。これはそのほかに実はとん税がございませう。とん税は一般財源ということになつておりますので、しかし、実際はその大半が道路整備に來ておるというふうに計算いたしますと、全体の九〇％が、第六次五カ年計画のときには九〇％ぐらいが特定財源だつたわけでございませう。それが今度の第七次になりますと五七％、とん税を入れましたも六〇％ちょっとにしかならないということでございますので、今度の税金のアップということがそれによつて少し緩和されることになつたわけでございませう。ただ、御承知のように、今度の税率アップが四十九年度と五十年

度と二年間の暫定措置でございませう。これは石油事情等によりまして資源の節約というふうなこともひつくるめましてのアップでありますので、五十年年度を終わつた以後はもう一回検討するということになつておりますので、五十一、五十二年につきましては、現在のところ確定してないといふことになつたわけでありますけれども、いずれにいたしましても、そういうふうなことで、財源のほうにつきましては何とか手当てができたといふふうに考えております。

それから、整備のほうがどのくらいいつておるかということでございます。これは四十八年度当初におきましては、いま事業量でどのくらいかという御質問でございませうけれども、ちよつとこれは事業量ではなくて、お金でたいへん恐縮でございませうけれども、たとえば四十八年度で一般が一五％の進捗でございませう。それから有料が一

四・三％、それから地方単独が一三・二％ということでございます。これは四十八年度でございます。それから四十九年度は、前年とほぼ同額ということでございます。それが終わつた時点を見ますと、全体の二七・六％が四十九年度末で進捗するということになるわけでございます。お金でたいへん恐縮でございますけれども、ちょっと事業量をここに持ち合わせてございません。

○田中一君 何かというと、国民からの税金あるいは公共料金等の徴収によって糊塗しようというような考え方が、田中内閣ができて以来、ずうっとそれが一つの財源確保の道になっております。私は先般も本会議で質問したと思つたのでありますが、一体、この石油の問題から、日本政府が海外を歩き回つて、やつたかどうか知りませんが、まだ詳細に国民には報告をしておりませんが、相当たくさん金をやつてきております。贈与したのか何をしたのか、ケース・バイ・ケースでいろいろなものがあるようです。まるでばくち打ちがふところから金をつかみ出して物をくれてやるというふうな、そうした形の金のやり方をしておる。小野田少尉が見つかりました。何の根拠があつてどこからどうしたか知りませんが、三億の金をもつて、これをありがたうございましたといつてやろうとした、断られました。りっぱな態度です。断つたほうがりっぱな態度なんです。国民からは遠慮会釈もなくガソリン税の増徴をしようとする。そうして、いま伺つてみると、菊地君、金のことは当然わかつてゐる、比較すれば出るのですから。国民が求めておるのは事業の伸び、事業の量であります。たとえば、いま沢田君のようなりっぱな国会議員は、自分の地元のことを言いたくない、がしかしというただし書きで言つておられます。国民が求めているのは自分の地域における道路整備ということ、これは一体どうなるのであろうか、そこに中心の課題があるわけなんです。

したがって、即刻、事業計画を、全国土のうち

全部のこまかい地方道まで含めた計画を出し願いたいのです。それは直ちにお出し願いたいのです。ないはずがありません。それを出さないで、ただおれにまかせると、十九兆五千億の金でやるからまかせろじや済まないのではありません。一体、こんなものは、ガソリン税など取るのはおやめなさい。別に財源を求めなさい。そういう意味で、いまのこれから行なうという道路整備の事業の規模というものを、日本列島全部における、どこにどうなるのだというこの明記をお願いしたいのであります。伝えられるところによりますと、四国、中国の三つの長大橋は同時に着工するんだなといううことがちらちらと見えておりますが、国会を無視して、いわゆる国民の目をめくらにして、そうしてかつて気ままに金の使い方をするということが許されないのであります。私は、わが建設大臣が非常に良心的な方だと思つたのであります。官僚の諸君が、かりにそうした事業の規模というものがあるほど暫定措置の予算でありますから、二年間は一応二年として見てもよろしいが、五カ年計画を策定している以上、事業量というものは五カ年分の事業量を示すのが当然であります。しかし、それが見込みが立たぬから二カ年の量を出しましよというのならいざ知らず、それなら暫定二カ年計画としてお出しなさい。どうお考えになるか。そうしてそれに対するところの即刻の対策というものをお出し願えなければ、もはやこれに対する審議はできないことになりました。伺います。

○政府委員(菊池三男君) 第一番の事業量の問題でございます。これは五カ年計画につきましては、国道あるいは地方道につきましては、事業量で改良が何キロ、舗装が何キロやるといふように五カ年計画はきまつております。ただ、日本道路公団はじめ、有料道路につきましては、建設のでき上がるのが五年あるいは七年かかるもので、毎年の量であらわすことが非常におかしいと、ある七年目に突然でき上がったものが出てくるということから、従来から五カ年計画はお金で何億ということとでやつておるわけでございます。

そこで、先ほどの御質問で、四十八年度あるいは四十九年度の市町村道なり県道なりがどのぐらいできるのかという事業量を示せということでございますが、ちよつと各年度ごとの事業量はここに持ち合わせておりませんけれども、これは当然どれだけやるといふことがわかつておりますので、これは資料としてお出しすることはできるわけでございます。

それから、たまたま、ここには四十八年度の末ではどのぐらい改良なり舗装が整備できたかというところは、各道あるいは県道、市町村道として数字がございします。それから四十九年度末でどうなるかということもございします。その差が結局四十九年度の事業量になるということになるわけでございますけれども、これはここで計算するとちよつとたいへんでございします。また後ほど資料を出させていただきたいと思ひます。

それから第二点の財源の問題でございます。このガソリン税アップというものが暫定措置であるんだから、それに伴つた二カ年計画か、そういうものにしたらどうかというお話でございます。先ほど五カ年計画につきましては四十九年度までに財源措置をするということになっておりますのに、二年分しかきまつてないということでありまして、その点五十一年度と五十二年度につきましてはきまつていないということ、たいへん恐縮でございますけれども、またそのときにあらためて経済情勢あるいは財源、あるいは交通の状態というふうなものを勘案してきめるということになつておりますので、これはそういうことで御理解いただきたいと思つたわけでございます。ただ、そういうガソリン税アップというふうなものはないやめて、一般財源なり、そういうものでやるべきだというお話もございましたが、当初御説明申し上げましたように、従来の第六次の五カ年計画のときのそういう特定財源の比率から比べますと、今度の第七次の場合、たとえ五十年、五十二年にいまのままの税率アップがかりに続くといふにしても、なお三〇％以上の一般財源を入れ

ないで達成できないということになつております。第六次の場合の一般財源は約一〇％足せば達成できたということから、相当大幅な一般財源を投入するということにもなるわけでございます。で、税金アップをおよしなさいと言われましたけれども、やはり今度の場合の資源の節約、総需要の抑制というふうなことから暫定措置というものは、私どもは、本来もう少し特定財源がふえてもいいんじゃないかと思つていたぐらひでございますが、そういうことで、この五カ年は何とかにかく達成しなければならぬというふうな考へております。

○田中一君 いまの答弁、菊池君からそういう答弁を聞きたくないんです。君は、政治的にきまつた財源措置というものは、政府できまつたからそれを言つてゐるんです。もつとほしいの少ないのというふうなことを言うべきじゃないんです。あなたは単なる行政官です。いまの公団のもの、それから本四公団の三つの長大橋等も含めて予算措置については大臣から答弁するのが当然であります。

○国務大臣(亀岡高夫君) 道路局長が自分の道路行政に熱意のあまり御注意をいたくような発言をいたしましたのは、それはやはり取り消さしていただきます。

と同時に、もう大先輩の田中先生御承知のとおり、日本の道路整備の状態というものは、先進国に比べて非常に劣つておるわけでございします。私の選挙区のことを申し上げて恐縮でございますが、私の選挙区なんか舗装されたほうがばつりばつりであつて、自動車で歩く、はこりだらけになるというのが実は日本の地方の実情であるわけでございします。百万キロに近い相当長大な延長を持ちます町村道等の整備を考えますときに、一日も早く道路の五カ年計画は達成をして、さらに新たな道路整備の態勢をとらなければいけないのではないかとすら私思つておる次第でございます。そういう意味におきまして、確かにガソリンそのものは、アメリカ等に比べると、はるかに

高い負担を国民はいたしておるわけでございますが、しかし、何と申しまして、社会資本のおくれでおる日本でございますので、ガソリン税関係の徴収をやめるといふようなことは、私どもとしては考えてないところでございます。

と同時に、本四架橋の問題でございますが、これも先生御承知のとおりのような経緯で決定をされておるわけでございます。私も東京におけるいろいろな考え方を十分承知した上で四国に渡りまして、四国の方々と実はいろいろ懇談をいたしましてまいりましたが、四国の方々がもうほんとうに待望をしておられる気持ちも十分実感したわけでございますので、三橋は計画どおり完成させなければならぬという強い決意をいたしておる次第でございます。ただ、御承知のように、石油ショックという問題でこのようなきびしい情勢になっておりますために、総需要抑制という態勢をとっておりますために着工を見合わせておるといふのが実情でございます。この狂騰物価問題が一応の落ちつきを見せるめどがつき次第に着工の方向へ持ってまいりたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○田中一君 御承知のように、大工さんがだいが自殺をしておるんです。これは仕事がないから。これもいまあなたが言っているように、仕事をさせるという方法を何もとらないで、金さえ出さなければ物価が上らぬであらう、需要が減るであらう、いわゆるこれは所得政策なんです。そういうもので物価を安定させようとか、田中内閣のいままでの責任といふものを、国民を自殺に追いやってそれを糊塗しようとか考えることはたいへんな間違いです。もう少し、コンピュータもあることでありますから、あらゆるデータを駆使して、そうして、いつごろという形で日本の経済は営々と働く者が働けるといふ条件がとれるんだといふようなことを考えなきゃならぬです。できます。ところが、いまのように、所得政策に触れた将来の経済の安定というものを考え、また、一面、事業量の抑制というものを考え、そうして、その

中に乗っかって、どちらかで自分の責任はのされるんだという考え方でなくして、現在、四十七年、四十八年、ことに四十八年などは、おそらく仕事は相当計画よりもダウンしているはずなんです。なるほど、金さえ出しゃいいんだという考え方を持っておらぬでありましようが、実際の事業量といふものは減っているはずなんです。また四十九年の事業量も減るはずであります。そういう意味で、亀岡さんにはつきり伺いたいのは、ほんとうに早期に三つの長大橋は着工するつもりでありますか、これを一つお伺いします。

もう一つ、他の道路も社会資本の立ちおくれから非常に名地方とも格差がある。だから、これは何とかして一日も早く道路の事業費というものは出して、拡大して支出するんだという考え方のなか。とにかくきめられていく問題が十九兆五千億といふものは、これは明らかに不足しているんです。金の問題は、まるきり紙くずになったような金なんです。ありますから、日本の貨幣価値といふものは相当落ちていくことは、あなた、御存じでしょう。でありますから、われわれがほしいのは事業の実態、あらわれたところの道路整備という形がどのくらいの規模になるのかというのを五カ年の年次で伺いたいと思っております。御答弁願います。

○国務大臣(亀岡高夫君) 先ほど実は答弁申し上げるべき問題でございますが、この事業五カ年計画、道路のみならず、役所では金額をもつて進捗率を出しておるわけであります。私も建設大臣をやりました、実は五カ年計画を聞いておりますと、金で何%何%、冗談じゃないと。金でやるよりも、どこの町とどこの町と県道が何キロある、そのあ

れは何年間舗装になるのか、改良になるのか、そういうふうな説明をしてくだらないから、おれは建設行政はしようとなんでわからないうから、そういう説明の資料をつくってくれと、こういうことを実は申ししたわけでございまして、この点、ただいま先生から御指摘いただいて、ほんとうに事務当局を御激励いただいて感謝いたします。やはり国民にわかりやすい行政というものを中心にしてい

かなければならぬ次第でございますので、こういう点につきまして、今後、建設省といたしましては、金額だけではなく、一目見れば一般国道、県に委託しておる二級国道、県道、町村道、さらには街路、都市計画の整備の状態、有料道路、そういうものを、いろいろ理屈をくつつけておりまされども、とにかく現実には目に見えてあるわけでありまして、それは表現できないことではないはずであります。そういうふうに事務当局を鞭撻して、国民にわかりやすい行政をしていくように指導してまいりたいと考えておる次第でございます。

それから本四の着工の時期についてお尋ねがあったわけでありますが、私の気持ちといたしましては、地域住民の方々のことを考えますと、できるだけ早く着工の決心をしなければならぬなと、こういうふうには思いますもの、さりとてこの問題は、もう率直に申し上げまして、総需要の一つのシンボルという感じもいたすわけであります。せっかくいままで歯を食いしばって物価退治をしようということをやつてまいりました政府のシンボルであるこの本四橋というものの着工が大きな影響を、悪影響を与えてはならないという一面の気持ちも実は持っておるわけでございます。もうしばらく日時をかせていただいて、日本の経済情勢が一応着工に踏み切ってもそう大きな影響を与えないという時期を見ていきたい、こ

う実は考えておる次第でございますので、この点、御了承を賜りたいと思っております。と同時に、やはり金を中心にして考えちゃいかんという御意見、私もそのような感じがいたすわけでございます。昨年以來、異常なる物価の狂騰によりまして、月々二百数十件から三百件に近い建設関係の倒産を出しておるということは、私、身を切られるような感じで実はおる次第でございます。したがって、スライド条項の適用でございます。したがって、あるいはできるだけ資材の値上げを防ぐように、政府、通産並びに農林等に密接な強いまた要請もいたしまして、とにかく犠牲者

の一人でも少なくなるようにという気持ちを持ちながら今日まで来ておる次第でございます。特に私がやましく申しましたのは、四十九年度予算を編成するにあたりまして、その予算単価といふもの、これをいわゆる机上の推論で単価をきめるようなことがあつてはいけないう、やはりある程度の仕事をしたものがそのした仕事に対して赤字を出さないといふくらい自信のある予算を組まなければ、特に公営住宅なんかはもう県や市町村から相手にされなくなるぞといふことをきびしく言うてきておるわけでございまして、いささか、四十九年度予算につきましては、そういう点の御理解がいただけるものと思ひますし、また契約に当たりましては、実勢単価といふものを中心にしたしましてやるように、さらに労務費等につきましても、予算要求の際には、実はいろいろ地域的にもいろいろな差のあるようなことを前提の上に大蔵に要求していただらうがあるわけであります。たとえば福島単価、秋田単価といったようなことが知事会あたりで強く実は要請されておったわけでございまして、やはりそういう点もこの過密を来たしておる一つの大きな理由ではないかなという感じもいたしまして、四十九年度予算編成に当たりましては、実はそういう面も大蔵に対して考え方を改めてほしいという面も大蔵に対していたしまして、とにかく建設関係の業界の方々にけが人が出たり、犠牲者が出たりすることが少しでも少なくなるようにといふことを念じつつ実はやつておる次第でございます。

○田中一君 この高速道路の建設計画をこのまま推し進めていっていかどうかという問題は、当面、先ほど沢田君もそういう話をしておりましたが、実際に検討すべき時期が来ているのではないかと思います。というのは、三十年近く続いたあなたの方の内閣の官僚政治の総決算をこの辺でしなければならぬのじゃないかと思ひます。高度成長政策に対して真つしぐらに進んできたといふ今日までのこの三十年近い歳月といふものを振り返つて、やはり人生尊重それから地域社会におけ

るしあわせというものはどうあるべきか。過密過疎

なんというこぼを一拳に解決するなんという日本改造論などというものは、そこに追い込んできてこれをこうするのだ、ああするのだというこぼであつて、自然というものはそれぞれの地域におきまして、美しく静ひつな、そして安住の地域であつたはずであります。一番大きな問題は高速道路です。しかし、ある時期の日本経済あるいはわれわれの生活というものは、それから受けたところの喜びもまた忘れてはならぬと思ひますが、今日の段階では、もう一歩踏み込んで、この計画に對するところの反省と將來に對する見通しのもとに、よりよいものを求めようという行動が要求されてゐるのではないかと思ふんです。これは亀岡建設大臣、あなた福島ですが、いい町です。いい地方です。これはもう高速道路なんかないほうがどのくらい安らかな地域であるかということ、は、あなたが一番よく知つてゐると思ふんです。私の国の弘前の津軽なんというものは、これは全くもうまだ鉄道が単線なんです。そして道なんというものはない国道があるんです。浜辺の砂地を通過する国道もあるわけなんです。したがつて、私は、それに対して地域の諸君がどうしてもこうしてくれ、ああしてくれという要求も、これはあるであらうけれども、全体の日本の国土というものを直すことが必要な時期が来たというように考へておられますけれども、大臣の考へ方、どうでありますか。

○國務大臣(亀岡高夫君) この人命尊重、静ひつなる社会環境のもと、自然の恵みに感謝のできるような国民生活というものをつくり上げていかなければならないということは、これはもう日本国憲法の示すところでございます。もう仰せのとおりでございます。そういう面におきまして、道路計画等におきましては、やはり密集地を通る、通らなければならぬような道路につきましては、その対策を十分考慮をし、かつ交通安全、騒音、そういうものの公害を来たさないように配慮をするという考へ方等も取り入れておるわけでござ

います。

と同時に、実は私もいろいろ考へるわけでございますが、私の福島県を例にとつて恐縮でございますが、あつたわけでありまして、いま百九十数万人というところで、年に一万ぐらゐずつ減つてきておるわけでございます。これにつきましては、たまたま先ほどもお話し上げたわけでありまして、石川県に参りましたら、石川県の人口減はストップして、人口がふえてきておるという話も知事がしておつたわけでありまして、それは、結局、自分としては県内の道路整備というものに非常に力を入れたつもりである、道路を整備したら働く場所が相当ふえてまいつたということでも人口がふえてきた。この話をお聞きしまして以来、実は道路整備ということも、これはもう確かに人命尊重という点を十分取り入れながらの道路整備ということ、でなければならぬことは申すまでもありませんが、やはりある段階までは道路整備をはかつていかなければならぬという感じを強く持つておる次第でございます。

○田中一君 いまあなたが言つてゐるのは道路整備、これはもう当然しなければなりません。高速道路に對する考へ方をチェックすべき段階じゃないかろうかと、こう言つてゐるんです。

○國務大臣(亀岡高夫君) その点につきましては、やはり高速道路は日本の交通の中核という意義を持つということは、今日まで使用をいたしております高速道路が国民の立場から非常に活用をされておるということを見ても、一応認定いたしております高速道路につきましては計画どおりに進めていくべきである、こういう考へを持つておる次第でございます。

○田中一君 高速道路で早く走つたからといって何の得があるのです。さつき沢田君も言つておつたように、人命殺戮、人殺しの横行、凶器ということになるのです。それにはむしろ国民がまだ高速道路を通行するという訓練と、それから自覚がないところの問題もあらうかと思ひますけれども、構造令を含めてもう検討すべき段階が来ているのではないかと私は思ふのです。大臣も御承知のよう、道路をつくるには道路構造令というものがあつて、これによつてつくつていくのです。私は、毎日首都高速道路公団の道路を利用して通つておりますが、これまた長い間通つてみますと、構造的に当然手直しをしなければならぬような箇所がたゞさんあります。何といつても五キロも十キロも渋滞するといふような事態を考えずにつくられたものであります。一番初めにつくつたところの、吉田さんが大磯から通うのに不便だといつてつくつたワンマン道路、これはカーブが何台か飛び込んで落ちて死んでゐる、これはアメリカの兵隊であります。したがつて、全面的に、構造の面から見ても、社会的な一つの使命の面から見ても、検討すべき段階が来ているのではないかと、このことを申し上げてゐるわけなんです。建設大臣は、いや、そうじゃないのだ、どこへ行つたつて非常にいいと言われている、石川県はそのために過密がなくなつた、過疎がなくなつたなどという一面の一面を言つてゐるに過ぎません。亀岡さん、あなた、官僚諸君の進言を受けて、それをうのみにしてはいかぬのです。私は、二十何年間、ずっと道路なんというものは歩き続けてあるのです。どれがどんなに道路か、どれがどうあるべきかということは、しろうとながらわかつてくるものなんです。ただ、田中内閣としてあなたが建設大臣である限り、何とかしてこの高速道路に對するいろいろな面、社会性から見ても、技術性から見ても、経済性から見ても、そういう面から再検討する時機が来ているのじゃないかと、私はそう思ふのです。あなた、道路公団にしても、菊池道路局長にしても、これはつくり屋さんでありますから、つくればいいんです。金もらつてつくればいいんです。しかし、政治家はそうじゃないのです。せめてそのくらいな意気込みと展望を持つて愛すべき建設大臣であつてほしいと思ふから、あえて申し上げてゐるわけです。

はつきりと言つてごらんない。閣議でそれを発言なさい。

○國務大臣(亀岡高夫君) たいへん御激励をいただいて恐縮でございますが、実は、私も就任以来、役所の諸君の言うことばかり聞いておるわけではございません。この高速道路の基本的な考へ方につきましては、先ほど来申し上げてきたところでございます。確かに技術面におきまして、あるいは住民の立場からする公害除去の問題につきまして、さらに首都高速道路等についての渋滞をどうしてなくしてまいるかという問題につきまして、検討をしなければならぬところは私も気がついておりまして、実は道路公団のほうにも指示をいたしておるわけでございます。これはほんの一例でございますけれども、首都高速なんかは出口と入り口が同じ数しかない、こういうのはやっぱり役所の諸君の技術者の考へるところではないか。もう私も歩いてみましても、自動車であり、おり口というものはもう少しつづつていけるんではないか、そうすることによつて、はけがよくなるという感じ、こういう点の検討等は事務当局にも命じてあるわけでございまして、そういう意味におきまして、確かに高速道路のインテリゲンジの問題、先ほど沢田先生からも御注意いただいたわけでありまして、そういう面についての、いわゆる住民側に立つての利益をどう高速道路の線に結びつけていくかという面について、の検討はしていかなければならないと思つておる次第でございます。

○田中一君 いや、福島県のことでは伺いますが、米づくりをもうほとんどしてやめてくれえという要求が政府から出て今日になつております。また、米づくりをしなれば日本の資源というものはないといふようなことも言われております。新しい農村づくりが、どうしてもこれからわが国に健康的で将来のある、希望のある産業として新農村社会が生まれなければならぬ段階に來てゐる。福島県なんかことにそうです。その際に高速道路との関連というものをどう受けとめたいいか。

むろん、これは単なる通行車、大型のトラックがぶんぶん飛んでいく。北海道の魚がその日のうちに大阪に来るのがいいんだということだけではないんであります。これも先ほど沢田君が言っておるように、地域住民というよりも新しい産業としてどうしてもしなければならぬというこの農業政策、新農村計画、これと高速道路は何の関係がありますか。通過交通だけでありまして、何の恩恵があるか。となると、これはもうその面から考えなければならぬことなんです。昨年、御承知のように、西アフリカでは二百万人の人間が、餓死しております。パキスタンでも、インドでも、サウジアラビアでも、東南ニュージーニアでも二十万の人間が餓死しております。日本の農業政策は水田をこわせと、それで宅地にしろ、そうすればおまえのほうに補助金を幾らかやると補助金か何でしたか、やると。いまではそれを熟田にするには一体どうなるか。それと高速道路とは何の関係がありますか。あるようにしなきゃならぬんです。何か出ればとばんとたたく、全く妙な日雇いの立場の政治を行なっているやないんであります。私はもう一べん言います。そういう意味で、今日の高速道路というものは、これに対してはもう一べん検討すべき段階が来ている。根本的に道路審議会なり何なり、あなたのほうで何かに審議会持っているでしょう。それにまともな立ち向かって検討するということをするわけですか。あなたは、こたわってなかなか言わないんです。そういう方向でひとつみようと、これがほんとうに道路を国民のものにする。道路は道路公団のものでもなければ政府のものでございませぬ。国民全部のものなんです。もう一べんおっしゃい。

しかし、福島県におきましてこの高速道路が待望非常に強いわけでありまして、先生御承知のとおり、福島は果樹、養蚕、野菜の産地ということとございまして、この高速道路による出荷というのを非常に農村の青少年諸君が待望をいたしておるわけとございまして、そういう面について、実は利用しやすい高速道路にしなければならぬというところで、実は私も、路線決定の当時、政府に対して強く要請を続けた次第でありまして、これは、先ほど沢田委員に申し上げたとおりでございますが、しかし、私も、私どももいたしまして、先生からたびたび、おまえだめじゃないかと、役人の言うことなんかばかりこたわらずに、もつとやれと、こう御激励をちょうだいいたしたわけとございまして、やばり私一人だけで行政ができるものでもございませぬ。やばり三万一千人という建設省の諸君が、国会でおきめいただいた法律に基づいて、あらゆる知恵を出し能力を発揮して働いていただいてこそ行政効果もあがる次第でございまして、そういう面につきましては、高速道路の問題につきましても、確かに人命尊重、交通安全、公害防止という面につきましても、この前の第七次五カ年計画をつくり出す際には一応十分考へておるわけでもございまして、ほんとうに御期待に沿える答弁せずに申しわけありませんけれども、いまだ申し上げたような基本的な姿勢でやってみようという考えでございまして、

に、すでに用地の取得の終わっているところがございまして。これは四十七年度に五億、それから四十八年度に十億ほど予算がつきまして取得しております。これは買っておりますのは、道路公団の駐車場という形で買っております。と申しますのは、今度の関連施設の整備のうちに、これはトラックターミナルというふうなタイプのものと、それからドッキングヤード式の——高速道路を東から走ってきた車と西から走ってきた車がトレーラーの荷物を相互に交換する、あるいはつけかえるといふような形で、またもとのところへ帰るといふような、そういうドッキングヤードという、広い駐車場が要りますので、そういう点をあわせて駐車場という形で取得しておるわけとございまして、

を一応貸すという形で、これはまたいつかその会社が軌道に乗って成績があがっていきけば、あるいはそれをまた年賦で買い取るというふうなことがあるいは出るかも知れませんが、当初はそういうことまでは考へておらずに貸そうというところとございまして。

○田中一君 菊池君、君は何を言っているんだ。君は局長としてここに永久に十年もいるのかい。そんなつまらぬことを想定して、国会の議決というものを君は無視している発言じゃないか、それ。じゃ、これをこの次には買いたいときには売ってやってもいいんだと、そういう処分権まで与えようというのか。君のことは、法律がなかったら何でもできるんだということじゃないか。ことはが多過ぎます。トラックの用地を取得したということ、それがいつの間にか変貌して、他人に貸してやるんだ、場合によればこれを払い下げてやるんだ。何ということばを言うんだ、君は。そんなことがあり得ますか。私は建設大臣に要求します。道路公団が持っている資金の運営のしかた、公団のやりまところの公債の取得しようというこの金のあり方、どこにどういう土地を先行取得して持っているか、その処分をいままでしたことがあったかどうか。この一切、公団が出発して以来の全部の財産の処分、そうしたものに對する調査をしっかりとやっていただきたい。そんなことは不当であります。ああいう発言は不当であります。これは約束できますか、建設大臣。

○田中一君 いまの菊池道路局長の発言というものは妥当なものでありますと、あなた、お考えになりますか。

○國務大臣(亀岡高夫君) ただいま御審議をいただいております法律によりますと、確かに御指摘のように、道路局長の答弁についてはちよつと行き過ぎた点があったのではないかと、私も詳しく聞いておりませんでした。そんな感じがいたす

わけでございますので、もう一度道路局長から正確に答弁をさせます。

○田中一君 ちよつと待ってください。それはちよつと口がすべつちやつたのか、それとも、意図は、これが通つたら今度はこれはよそにまた払い下げてやるんだ、年賦で払い下げるんだというかすかな気持ちを持つてゐるのかい。とんでもない発言なんだよ、君、これは、言いたいことがあるの。

○政府委員(菊池三男君) はい。たいへんおしかりを受けて恐縮でございます。

○田中一君 おしかりじゃない。あたりまえじゃないか。

○政府委員(菊池三男君) 私が申し上げましたのは、これはあくまで道路公団が取得して、道路公団がやるべき筋のものでございますので、つい間違つたことを申して、これは訂正させていただきます、つつしんでおわび申し上げます。

○田中一君 ほかに目をつけておるものがあるのか。熊本、郡山以外にどこか予定しているところあるの。もうつばをつけておるところあるのか。かつて君のところはやるんだから、何でもできると思う。ことに、あとから質問するけれども、相当な、何億かの金を隠してあるそうだから……あ、隠してないのか。明らかにしてあるのか。どつちでもいいや。(笑)とにかく、そういう剰余金を持つておるといふことになる、これはまた問題なんです。道路公団は剰余金を持つて、公債買つて、利殖をするんだなというところ、これは可能かなあ、これからそういう問題が質問に出てきますから。

それで、どこかほかにこういうターミナルの候補地、いわゆる将来貸す土地、それからまた場合によつたらば売る土地を持つておるかどうかが、さつき言つたように、大臣、言つておきますが、詳細に知らしていただきたい。そして、あるかないか、どつちなの、いま現在。

○参考人(吉兼三郎君) 先ほど道路局長からお答えありましたように、この高速道路関連施設の用地につきましても、四十六年から予算が認められて、高速道路の建設費とは別項目としまして予算が認められて、たしか四十六年は当初五億であつたと思ひます。この用地の取得の考え方は、当時は明確ではございませんで、大体この道路公団法の、今回御提案申し上げておりますような、こういう趣旨のものを将来これを活用して、いこうというふうな考え方で当時予算が認められたものと承知いたしております。

何はさておき、こういうものは早く用地を、本線の買収とあわせまして、早く先行的に取得することから、この一歩大事なことであるというふうなことを思ひます。

それからお尋ねの、ほかにどういふところを手当てしてゐるかというところでございますが、この関係の予算でも、現在私どもが取得いたしておりますのが石川県の金沢、北陸道の金沢の西インターの隣接したところ。それから九州道で申し上げますと熊本、鳥栖でございます。それから関係で申し上げますと藤岡というインターチェンジがござりますところ、そういうふうなところを用地の手当てをいたしております。それから本年度のそういう用地を買つていく予算は三十億でございます。これにつきましては、目下具体的な実施計画を検討いたしている段階でございます。

それから、最後にお尋ねのありました、道路公団が買つた土地を払い下げたりしている土地があるかというお尋ねでございますが、申し上げるまでもなく、私も、高速道路の道路の建設に必要な用地を買つておるわけでございまして、そういう不要な土地は買つておりませんが、ただ、たとえば一般有料道路でも、償還を終わりました、有料が無料に開放するといふふうな路線がござります。そういう土地と、いわゆる料金所、管理事務所、そういうふうな関係の用地が無料になりますと不要になります。そういうものは、いわゆる財産処分といたしまして関係のものにこれを内規に従ひまして払い下げ処分をしているという

例はございます。以上でございます。

○田中一君 これは亀岡さん、よく聞いてください。道路公団がインターチェンジの敷地を取得するとか、あるいはサビスエリアの土地を取得するとか、あるいはそういうところは、これは当然先行取得してほしんです。しかし、これは大きな利権につながることもあるんです。何といつても、そこに適地があつて、自分の工場をつくつてもよろしいし、一番近いんですから。それからそれに共通な施設をどんどんつくつてもよろしい。したがつて、この点のことは明らかなんだ。決していわゆる商業ベースに乗つた考え方ではない。しかし、地域の開発といふものに対しては大きな役割がある以上、何とかこれに対しては新しい考え方、基本的な理念といふものを、はつきりつくることが、これは地域開発にも相当な影響があることは知つていますね、こいつは、その地点といふものが、だから、基本的な方針といふものを立てるべきです。どうして立てるべきです。だから、物を自分で買つてゐるんだからいいんだといふことはなくて、地域との密着したところの開発計画といふものは当然やるべきだと思ふ。その意味で、どうこれを持つていこうとするのか。また、道路公団が地域開発と一緒に、それについていくんだといふことはできないことになつていくはずだと思ひます。したがつて、建設大臣はそれをどう持つていこうとするのか。道路局長でもいいよ、その関係をどう持つていくのか。そして、暗くない、妙なことの起こらないような形でもって地域の共通の発展を考えなければならぬと思ふのです。その点はどうですか。

○政府委員(菊池三男君) このインターチェンジにつきましても、実はたいへん地元に対して開発の拠点になるわけでございます。そこで、従来のようなスプロールされたことにならないように、これは十分な計画に基づいてこういうものがつくられてインターチェンジの周辺の開発が行なわれ

なければならぬと思ひます。先生ののおっしゃる通りでございます。したがつて、道路公団がこういう用地を取得します場合には、事前に十分な地元との打ち合わせをすることも必要でございますし、また、そういう計画に対して、そういうインターチェンジに対して、また地元も当然その開発計画といふものもつくらなければなりませんし、そういう意味の開発計画にのつとつた、調和のとれたところに物流施設をつくるというふうな形で進んでまいらばと考へております。

○田中一君 あんまりもうけそうない気配があると欲を出すから、これは避けていただいて、基本的な方針といふものを立つべきだと思ふのです。道路公団に金だけやつて、おまえのいいようにしろ、じゃなくて、もう一つ、都市部においては、農村は、これはできます、わりあいに。まだいいと思ひます。もう既設都市部においては、結局、流通センターとタイアップしてやるようになるんではない。結局、そういうことになると思ふのです。そうすると、これもそうです。これも公共性ある施設として全体の計画を立てるのでありますから、どつかが指導力を持たなければならぬと思ふのですが、その点はどういう考え方を思ひますか。

○政府委員(菊池三男君) ただいまお話しのように、農村部についてはわりあいに単独でできますけれども、市街部におきましては流通センターの問題がござります。これは御承知のように、流通業務市街地の整備に関する法律というところでは、こういうターミナルのほかに卸売り市場とか、そういうほかのものでもできるようになつておりますので、公団のほうはターミナル関連施設しかできませんので、そういう意味では、ただいまの流通センターといふものの中の一環として位置づけがされるということになるかと思ひます。

○田中一君 それはうまくやると思ふから、これ以上追及しません。この余裕金といふものは、どこから生まれてくるの。そして、どれくらい金額があるの。それ

を伺っております。

○政府委員(菊池三男君) 実は道路公団が通常毎月支払いをやり出すときの支払い準備金は大体二十三億ほどが必要であるというふうな考え方であります。ところが、実際にはこれはいろいろな原因がございます。一つは、出資金の受け入れの時期あるいは債券の発行する時期というふうなもの、の時期が、支払いのときと受け入れの時期のズレがございまして、そのまま若干の日数大きな金額が残るといことがございます。それからまた年度末の未払い金に充てるための翌年度への持ち越し金というふうなもの、そういうふうなことで、実際には毎月大体七十億か八十億ぐらいになっているというところでございます。たとえば四十五年度の平均残高が八十五億、四十六年度は六十二億、四十七年度は六十九億でございますので、そういうものと毎月の必要な二十三億というものの差が余裕金というふうな形になっておるわけでございます。現在のところは、それが国債あるいは郵便預金というふうなことにしかやれないことになっておりますので、利ざやをかせぐと言われますとたいへん恐縮でございますけれども、もう少し有利な有価証券等にそれを充てることでございまして、ということが今度の余裕金の問題でございます。

○田中一君 ずいぶんみづみづのことを考えるのだね。片方じやたらに金をあつちこつちくれてきてやっていると、しかし、現金持つて定期にしたって、そのほうが金利がいいんじゃないのかね。ばくにはちよつとあまり緑のないことだけれども、どうして公債とか何とか、有価証券を買ってれば値下がりもあるんでしよう。それよりも現金やつたほうがいいんじゃないの、どうなの。やつぱり投機的なそういう投資をしたほうがもうかるという前提でやっていると、損しようと思つてはいるのじゃないだらうね、その点はどうなの。これは亀岡さんに聞いてみましよう。あなた、有価証券買ったほうが余裕金がふえるのか、あるいは減るのか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 実は私もそういう方面

の金勘定はあまり得意じゃありませんので、私、局長から聞いておきますと、結局、行管からいろいろ指摘もあつたようでございます。したがって、それにこたえて、ただいま局長から答弁をしたような法的根拠を与えるということに相なつたのではないかと、こう考えております。

○田中一君 あなたもわからないの。じゃ、これはちよつと余談になるけれども、こつちの自民党の理事の方に聞いてみるけれども、どうなんだろう。現金持つて預金して、何というの、そのほうが金利が高いのじゃないの、どうなんですか。有価証券というやつはやつぱり値下がりがあるのじゃない。利回りはどうなの。

○政府委員(菊池三男君) それでは、もう少し詳しく利回りのことを申し上げます。実はいま道路公団が手配できます国債は、利回りが大体長期のものでも七分ちよつとでございます。それから短期のもので五分でございますけれども、必ずしも長期のものもいつても買えるわけでもない。それからもう一つ、これの受け入れております財投のお金も大体七分ぐらいでございます。それに対して、たとえば国債の短期が五分ということになりますと、その分だけ逆に高いものを借りて、安いものの預け入れしかできないということになるわけでございまして。そこで、実は考えておりますのは、たとえば地方債あるいは電電債、それから鉄道債あるいは長期農林中央金庫のお金、それから商工中金というふうなものをかりに借りますと、それは大体八分ちよつとでございますので、その得をするということよりも、やはり受け入れておるお金はできるだけ有利な形で持っていきたいということ、それからもう一つは、ほかの公団等を引き合いに出してたいへん恐縮でございますけれども、ほかの公団でも、みんな新しくできる公団はそういうものができるとなつておりますので、まあ一つの横並びでございまして、兼ねましてこれをやる。もし、これをかりにこういう形で預金すれば、どのくらいふえるだらうかというふうなことを試算いたしますと、年間で七千万

から一億ちよつとということでございますので、これはそういう金利の運営、金利のためにやるというよりは、やはり少しでも有利な形で持っていきたいということでございます。

○田中一君 そんなこと言われたって、ばくにはわからないので、これは大蔵委員会でもって一ぺんやつてもらおう。こういう公共団体が金利の利ざやをかせぐために法律を改正して、先ほどはほかはやっているのだというけれども、法律を改正してもやらなければならぬというところになるもってどこかでやつてもらわなければしょうがない。これは委員長、そのように措置していただきたい、この問題については。

○委員長(野々山一三君) ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(野々山一三君) 速記を起してくだされう。

○政府委員(菊池三男君) たいへんことばが足りませんで恐縮でございます。実はこの問題につきましては、昭和四十一年に行政官庁から、こういうふうな問題について、もつと幅広く運用できるようにすべきであるという、勧告をいただいております。したがって、それをすぐやるべきでありましたけれども、その後その法律改正のチャンスがございまして、そので、そういう法律の改正のチャンスがあればそのようにしたいということをお答えしております。したがって、今度のチャンスにそれをお願いしたいということ、それから実は余裕金の運用をいたします場合に、大蔵大臣に協議をするというふうなことも今度の法律の一番最後に出ておりますので、どういうものにも投資、有価証券を買うかというふうなときには大蔵省の承認を得ることになっております。たいへん答弁に漏れがありまして恐縮でございます。

○田中一君 監事の範囲が改正される、その解釈というか、内容がいままでと違つて形になつて

ているから、これをもつて一ぺん説明していただきたいと思つて。監事の任務というものは、これはいまだ何十年前前に、何十年じやない、十年ぐらい前から、常に公団、公社ができた場合に、いつも問題になるんです。この監事というものの権限はどこにあるのか。われわれの通念——さっき前田君が来ていたね、總裁が、道路公団そのものに對する監査権というものがあつたという見方、考え方は、いまでも何べんも議論になつた、この問題は、いままでの解釈と今度の解釈はどういうぐあいに受けとめたいのか、これを説明してほしい。これはだれがいいだらうな。

○政府委員(菊池三男君) この監事の職務の権限につきましては、従来は、監事は公団の業務を監査することという条項と、それから建設大臣に提出いたします財務諸表及び決算報告書に意見を付することというのだけが規定されておるわけでございまして。ところが、これもやはり同じように行管のほうから指摘がございまして、そういう場合に監事が建設大臣あるいは道路公団に意見を申し述べることができるといふようなことをつけるべきであるということで、これもその後新しくできました公団につきましては、それが全部初めから入つております。それから従来からありました公団につきましても、みんな入つておりました。したが、法律の改正のチャンスに逐次それを直してまいりました。これも道路公団法がそのまま改正がございましてしたので、いままでも引き延ばされたというふうなことでございまして。

○田中一君 いまの問題も、行管を今度お呼びになつて、そうして明らかにしていただきたいと思つて。

以上で質問を終わります。

○委員長(野々山一三君) いま指摘されました二点については、次の委員会の際に、関係当局との間で協議をして、そうして統一した見解を説明をしてもらいたい。そうしてその上で判断をするということに私から特に申し上げておきます。

○二宮文造君 私は、日本道路公団法の一部を改

正する法律案について伺いたいわけでありますが、法案の細部につきましては、同僚の田代委員も質問を準備をいたしております。したがって、大半そちらのほうへ譲ることにしまして、また、いま大臣も御出席なので、絶好の機会でありまして、道路行政の基本問題、これも伺いたいというつもりでもありましたけれども、だいぶ時間も経過をいたしましたので、きょうは問題を一部整理をしまして、通告をしたのを前半、後半に分けて、後半の部分を質問させていただきます、このようにしたいと思います。

まず、道路局長ないしは道路局の方、どなたでも、こまかい問題ですから、けっこうでございますが、国道の場合ですね、用地買収するに当たります、その手続等についてどういうやり方をするのか、お伺いしたいわけですが、たとえば土地なら土地の所有権者があります。その所有権者の確認をどういうかっこうで確認をされるのか。あるいはまたその土地に地上権があります。

借地権の場合もありましようし、耕作権の場合もあります。このやはり確認をしなければ用地買収のときには非常にあとで問題を起す。この確認の方法はどういうふうになるのか。さらにまたそういう場合に、所有権については本等がありますから、これ通告してないです、きょう道路局のほうには、ですから横で話をしていると、漏らされては困ります。土地の所有権の場合は本等を照合しますと実に簡単にわかりますが、そういう本等も用地買収に当たって照合されるのかどうか。さらには対象者がたくさんあります。たとえば国道の場合です、対象者がたくさんあります。たとえば国道の場合です、対象者がたくさんあります。たとえば国道の場合です、対象者がたくさんあります。

個々に話し合いをする周知会もお持ちになるのか。いわゆる建設省自体の係員が出て全体の周知会をやつて事の次第をその付近の人に周知徹底をする、そういうふうな作業もなさるのかどうか。さらにはまた、そこに対象者がたくさんおられます、個々に折衝するのめんどろです。代表者というのを選びますが、その人が代表者である

という確認の方法はどういうふうになさっているのか。それから、たとえばそういう場合に代表者に対して委任状を出します。あるいはその地上権を持つて人間が委任状を出す場合もありますし、それからまた、その代表者かだれかに売り渡しをいたしましたという証書を出す場合もあると思うのです。その委任状とか売り渡し証書とかいうものが正しいものであるか、あるいはそこに何かの意図を持つて故意につくられたものであるか、そういう真偽をやはり判断されなければならぬと思うのですが、その真偽の確認というのはどういうふうになるのか。一番いい例は印鑑証明というのがあるわけですから、印鑑証明をつけて、たとえば委任状なり売り渡し証書なりを確認される方式もあると思うんです。そういう作業を建設省の場合はおやりになるのかどうか。

さらにまた、今度は契約ができる、それは総括的につくるのか、あるいは個々につくるのか。もし総括的に契約書をつくらうとすれば、今度は所有権者と地上権者との間の配分の問題が出てきますが、それは対象者相互にまかすのか、あるいは用地買収に当たった国のほうがこの配分についても個々に契約をする、あるいはそれを何て言うのですか、表現をする、そういうふうな用地買収をなさるのかどうか、この点についてちょっと国のあり方、建設省のあり方をお伺いします。

○政府委員(菊地三男君) 国の場合の用地の個々の問題につきましてはどういう契約のやり方があるかということにつきましては、実は私はその専門ではございませんので、あるいはお答えがはなばなになるかも知れませんが、大体いままでのお話を伺いますと、建設省が直接やつております場合には、グループでやるというところはほとんどございませぬ。個々の地権者に対しては個々の基準価格あるいは基準価格に対する各土地の格差——先に格差をきめます。たとえばある地点を一〇〇に対してこは七〇である、こは九〇であるというふうな格差をきめます。そしてそ

の格差に基づいて今度基準をきめます。基準値がきまりますと、各個々の用地の単価がきまるわけでございます。そういうその格差あるいは基準値をきめるような場合には、その地権者の全体の方と……

○二宮文造君 質問の趣旨が違つたのです。そういう抽象論じゃなくて、私は、現実には所有権を持つていふことをどうやって確認するんですかと、地上権を持つていふ人をどうやって確認するんですかと、あるいは契約に当たつて、たとえば代表者ができたら、その代表者が間違ひなく代表者であるという資格をどうやって確認するんですかと、委任状が出てくれば、その委任状が間違ひない委任状であるかどうか確認するんですかと、こういう具体的な問題を一般論として伺つていられるわけです。だから局長でなくとも事務局の方で。

○説明員(新野喜一郎君) まず道路の幅がきまりますと、幅の内の土地台帳をまず登記所に行きまして調べます。そして不動産登記簿に載つております所有者を当たります。あるいは地上権とか、そういう土地台帳に載る、不動産登記簿に載るような権利はそれでわかります。しかし、借地権とか、そういうものはわかりません。それは所有権者にそれぞれ聞きまして、そして実際に地しっているのはどなたかと、そういうことを一人一人聞きます。それで、先ほど先生のおっしゃったグループではやつておりませんで、各自、個人にそれぞれの権利を確認をいたしております。それと借地権と、さら地との割合は各当事者間で話し合いをしていただいております。これは借地したときの条件とか、その他いろいろあるものでございまして、それを踏まえて当事者間にまかしてあるというふうな実情でございまして。

○二宮文造君 もう一点、確かに契約はわかりました。ところが代金授受の場合に、個人個人に渡さないで、お金ならお金をある代表者にまとめて渡す場合があるでしょう。契約は別々にやつて、代表者に渡す場合があるでしょう。そうすると、

その代表者が間違ひなくその受け渡しを受けるべき人たちの代表であるという、その認定する必要がある場合があるでしょう。その点はどうか。

○説明員(新野喜一郎君) いまの御質問でございしますが、代表者がだれかという確認につきましては、原則としていたしましては、くどいようですが、個人払いしております。特に代表である場合は、そのグループの委任状をとりまして、それをもって代表者を確認してついております。

○二宮文造君 その委任状です。その委任状が正しい委任状であるかどうかという場合は、印鑑証明でもつけると一番間違ひないわけですが、そこまでの作業はやつてますか、やつてませんか、委任状の真偽を鑑定するやり方として。

○説明員(新野喜一郎君) 厳密ではございませんが、われわれは確実性を重んじますので、できるだけ印鑑証明をいただきます。そして当事者間のはつきりした委任状があるという確認の上にたつていられるというふうな実情でございまして。

○二宮文造君 同じ質問を道路公団にしたいんですが、実はこれから質問することは道路公団の業務の運営についてお伺いしたいんですが、公団の場合はどういう用地の取得あるいはそれに関連したことについて、いま建設省のほうから答弁のあつたやり方と同じでしたら、そのとおりでけっこうですと、こういう答弁でけっこうです。重複する必要ありません。

○参考人(吉兼三郎君) 基本的には、いま路政課長のお話のありましたような買取方法で私どもはやつております。

○二宮文造君 吉兼さんとは旧知の間からで、旧知にある人を窮地に追い込むのは非常に申しわけないんですが、具体的な質問をさせていただきます。きょうは法務省の方も、直接質問いたしません、事が重大でございましてので御出席をいただいております。それからまた大臣も、金額は実に細かな問題なんです。ですが町の一つのできごとですから、これは今後にも関連してきますから、非常にお忙しいところ恐縮ですが、御清聴をお願いします。

おかげさまで北陸自動車道の建設も順調に進んでおりまして、関係の各位には深く感謝している

敬称略しますが、土地の所有者の方々の名前があまりまして、一番最後に西尾金光という方の名前が冒頭に記載されて、そのあとに所在地、地番、それから現況地目、それから実測地積、摘要と、こういうふうに欄に書かれておりますが、この杉本さんがお二人、畑山、高田、村上さん、こういう方々の委任状が出ておりますが、その委任状を見

○参考人(三野定君) 登記された権利でございませんで、必ずしも印鑑証明がどうしても必要だというふうには考えておりません。また筆跡が同一ということは、まあ数通の契約書や委任状の筆跡が同一であるというようなことは、たまにあり得ることだというふうに考えております。

○二宮文造君 そのために善良な二十数名の市民

○二宮文造君 いまおっしゃった三人の方、米沢さんと安田さんですか、それから吉岡さんです

か——この米沢さん、吉岡さんそれから安田さん、この三名はこの地権者ないしは所有権者に加わっておりますか。推進委員会の会長であり副会長であるこのいまおっしゃった三名の方がこの中に入っておりますか。入っているのは西尾さんだけでしょうか。

○参考人(三野定君) その辺はよく存じません。

○二宮文造君 冗談じゃありません。どうしてわかんないんです。どうしてわからなないんです。書類があるじゃありませんか、一件書類。二十四名の方の名簿、公団のこの土砂の採取によってこういう被害を受けた、こういう損害を受けたと陳情をしている二十四名の中にもその名前はありせんし、また契約をした契約書の末尾に入っている西尾さんを除いての五名の中にもいまだお名前はありませんし、全然現地に関係のない人が適当な人であると認めて……。

○参考人(三野定君) 失礼いたしました。権利者ではございません。

○二宮文造君 そこに一つの問題があります。

それから米沢さんという方は——公団は、先ほど四十六年の十二月に

〔委員長退席、理事前川旦君着席〕

二千三百二十六万五千円、五〇％支払いました、こうおっしゃっておられますが、この米沢さんという方は、四十四年の春から四十五年、六年、契約を締結するまでに着手金というようになかった、この地権者の方に九万円程度、ほんとうにごくわずかな程度ですが、支払っております。渡してあります。しかも、そのときにこの米沢さんは公団のお使いである、西尾さんも公団のお使いであるというところで、この地権者、所有権者並びにその地上権者、そういうところを回っておりますが、こういう事実は公団は御存じですか、御存じでないんですか。

○参考人(三野定君) 存じておりません。

〔理事前川旦君退席、委員長着席〕

○二宮文造君 ここに——では、ちょっと時間がかりますけども、正確を期する意味で、まず、

現地の方がこういうことを書いてきております。「調査資料提示について」、これは私どもにくれるのについて説明を、前書きをされたのだと思います。へたな私の説明よりも現地の人の声をもうに、なまに申し上げたほうがわかっていただけたらと思うんですから、聞いていただきたい。

「今般北陸高速道路建設に伴い、富山県小矢部市戸久安養寺土取場該土地所有者、又は占有する関係者は二十八名で、其の総面積は拾貳萬五仟平方メートル余であります。現在迄関係者に支払はれた補償金額は全部で一金六百七拾四万円也であります。」先ほどは三千三百万円程度お支払いになったそうですが、「現在迄関係者に支払はれた補償金額は全部で一金六百七拾四万円也であります。而し日本道路公団高速道路金沢建設局〔甲〕、土地所有者代表者西尾金光〔乙〕との契約書は、其の内詳に於て委任状を偽造し、土地所有権まで真実であるかの様に提示してあります。被疑者——」こうなっております。「被疑者西尾金光は該土地は七百平方メートルしか所有していないのに八萬六千三百拾貳平方メートルも該土地を所有している地権者の様に其の代理人である旨日本道路公団を信用させ、土砂採取契約を結び、同公団より昭和四十六年十二月頃一金貳仟参百貳拾六萬五仟円也、昭和四十七年十二月頃一金九百参拾萬六仟円合計参拾貳萬五仟七萬零九百円也を着服した、其の証として別紙の通り被疑事実明らかな書類を提示致します。」こういまして、この一連の書類の中には、「一、昭和四十八年十月歎願書の写し、二、道路公団との契約書土地表示の写し、三、印鑑盗用の委任状の写し、四、藪波戸久、安養寺土取場損害額明細書、五、催告書昭和四十九年二月二十七日付、六、北陸道土取場事件の経過、並に土取場位置図、七、検査審査会審査申立書写し、八、新聞記事の切り取り写し、以上」、こうされまして代表者が署名され、証人がここに載せられて、さらにまた「申立人目録」として名前が書かれております。

さらにまた歎願書を申し上げてみますと、これは昭和四十八年十月の歎願書であります。あなたは先ほど経過の説明の中で、現地の非常に円満な協力を得て無事に作業を終わりましたと、こうおっしゃっておりますが、作業を終わったのは十一月でありまして、すでに円満でない事態が十月に起こっております。その歎願書を読みますと、「今般、北陸高速道路建設に伴い、協力委員として最初の計画より用地買収、立木補償、土盛用土砂輸送道路の改修舗装、土砂採取補償料、其の他一切の事務を担当し処理した米沢一正氏は当時、戸久総代の要職にあり、又藪波地区高速道路建設委員で、当校下市民の——」学校ですね、学校の校下です。「校下市民の信望高く、詳細の事は一任する事もある人材である。然るに先般より土盛用土砂採取補償料に付き、不正の点をつぶさに聞き及び、米沢氏に其の旨を告げ、正否をたずね、何等やまじき事なし、唯道路公団の使を請うた事なりと答ふ。然し、不信に思ひ事実を聞き調査したるに確かに不正の事態あり。昭和四十四年一月、米沢氏は道路公団の使なりとして土砂採取土地所有者に各々個人に迫り了解を求め、依て其の補償金額は全部で五百万円余り、道路公団との契約金額は実に四千六百余万円、其の契約者は我等土地所有者に相談もなく西尾金光氏を地権代表名義として、立会人に——これは公職にありますから、私、朗読するのにしのびません。Yという人と、それから先ほど言いました前戸久総代米沢一正氏の二名が立証して居る。之は如何なる事柄か驚きの外ありません。唯々事柄の知らぬ我等をこまかし、公金を横取りし私腹を肥やした様に思え納得出来ません。この上は上司に御願ひし、明白に事情を御検査下さる事をここに連名にて御願ひする次第であります。二十何名がここに署名捺印をし、これは確かに自筆の署名捺印であります。この中に出ております杉本弘という人の自筆と、この委任状に出てくる杉本さんの自筆とは違いますが、これは公団にも出ておりますから、照合されたら明らかにわかるはずであります。どうもこの辺が、公団が仕事を急ぐのあまりに、われわれと

しては了解のできないようなやりとりがおります。無垢の市民がそのために非常に迷惑をしている。なお、必要であれば同僚議員に御了解をいただいて、もっと状況を説明してみよう。

この契約の末尾にありました、先ほどの土地所有者及び土地表示、これの西尾金光という人は、確かにここに書かれたように八万平米の土地の権利者であるかのごとくこの契約書には表示されております。しかし、その一部は本人の所有地でありまして、しかし、その本人の所有地は、ここに契約書にはあがっておりませんけれども、土砂は全く取っております。その地番も明確であります。土砂は全く取っております。しかし、この契約書の末尾にはいかにも土砂を取る用地のように表示がされております。さらに今度は、一部についてはその所有者あるいは地権者から土砂の売り渡し証書を取ったかのごとくなっておりますが、公団からの説明によればそうなっておりますが、公団の売り渡し証書も、地権者や所有者はにせものであると言っております。しかも、その後関係がもうほとんど西尾氏は公団の使いなりと称して現地を歩き、また、先ほど推進委員であった、会長であったとおっしゃった米沢さんという人も公団の使いである、こう言って動き、その間の事情を公団が知らずに契約書をついて今日の事態を起したとすれば、そういう業務方法であったならば、今後にも幾つも問題を起します。

なお、まだもう一つ、この問題は刑事事件として、いわゆる私文書偽造、印鑑盗用ということで刑事事件として本人は、西尾さんは勾留されました。取り調べを受けました。不起訴になりました。ところが、不起訴になったのが納得できないというので、いま検査審査会に提出をされております。私どもの同僚が富山地検に参りまして、不起訴になった事情を伺ってみますと、名前は伏せまされども、ある検事さんが、われわれとしてもこの不起訴の問題については了解に苦しむ。したがって、検査審査会で取り上げて、もう一ぺんこ

それはそういう検査審査会の結論を待っている最中でありまして、こういう——これは余談のことですが、今後のことですからどうなるかわかりませんが、検査審査会では必ずこれは問題になる、そういう種類のものがあるという見解を地権者の一検査さんがお漏らしになっておりました。ですから、あなた方は、これが地権で不起訴になったから問題は終わりで、こういうふうには理解されたい。これは大いに誤りで、問題は出発点に立ったところだと、こういうことではありません。いままで私が申し上げたことで、異論がございましたり、あるいはまた反論すべきものがあつたら、理事さんのほうから答弁をいただきたい。

○参考人(三野定君) ございません。

○二宮文造君 これは裁判所じやありませんので、私、切り返すつもりはありませんが、異論がないということは、私の説明をややとされる意図ですか。そういうこともあつたかもしれないという反省も含めて異論がないんですか。

○参考人(三野定君) ただいま先生のおっしゃいました事実につきまして、私どもがいたいておりまして、得ております情報と大体相違点がございませんで、その点で何も申し上げることはなからうかと思うのでございます。そういう意味で申し上げたわけでございます。

○二宮文造君 ちょっと待ってください。私がいま説明をしたその荒筋については公団のほうでも理解をしているので、その理解の程度と大した食い違いもないので異論がないと申し上げましたと、こういういまの御答弁ですが、とすれば、私の申し上げたことに反論がないとすれば、この公団がやった契約ないしは金額の支払いは、いわゆる国金の管理者としての善良な配慮に欠けているような契約のしかたであり、金銭の支払いのしかたであるということになりますか……。

○参考人(三野定君) その点はちよつと私どももそういうふうには考えておりませんが、私どもは適法に支払いをしたというふうには考えておるわけでございます。

ただいま先生からお話ございましたように、この一月に、この西尾という方でございますが、警察に、司直の取り調べを受けられたと、しかし、すでに不起訴処分となつてゐるというふうには聞いております。それですべてが終わつたというふうには私は思いませんけれども、事柄がやはりお互いの権利者の間の問題になつてゐるというところは理解をいたしておりますけれども、私どもの手続でいふような点は感ずるわけでございますけれども、適法でなかつたというふうには私どもは思っておりません。

○二宮文造君 公団の方がただ一回でも現地に足を運んで、これらの地権者の人々、あるいはまた所有権を持つてゐる人にただ一人でも公団の係の方が会つた事実がありますか。全然ないんですよ。すべてそれは米沢何がしという人の仕事であり、西尾何がしという人の仕事であり、その人の口上が全部公団の使いという口上ですよ。およそ公団が契約——土砂にしても何にしても、これだけの契約をするのに、土地の所有者に、あるいは地上権者に公団の職員が一ぺんも周知会もしなければ、話し合いもしなければ、面接もしない。これは一体どういうことですか。そして、ただ、あなたのおっしゃつた西尾さんというのが推進委員会のほうの推薦を受けた人だから代表と認めました、形はあつても足がないんですよ。信頼すべき傍証が一つもないのに、あなたの方の支払いが適法である、この契約が正しい契約であると認められますか。そういうことで国政が運営されたら一体どうなります。何のための登記の謄本ですか。また耕作権者というのは農地委員会だつてちゃんとあるじゃないですか。どんなにしてでも地権を確認しようと思へばできる。また、少なくとも私の財産を公の機関が買い取るなり何なりするときには、それだけの作業をすべきじゃないでしょうか。もし公団がそれだけのことをやつたという事実があつたら説明してください。

○参考人(三野定君) 私どもは、方々で土取りをやつてまいつたわけでございます。

○二宮文造君 だから問題なんですよ。

○参考人(三野定君) それで、ときたま高速道路の工事の初期におきましては、山の土をとつて平らにしてみようとかえつて土地がよくなくなつたというふうなことで土代はなしで、感謝をされたというふうな時代もあるわけで、次第にせちがらくなりまして、土代を払うということが次第に定着してまいつたわけでございます。そういうふうな歴史的な経過もございまして、多少こういう土砂の採取につきまして、何といひますが、安易な態度が現場にあつたかと思ひますが、しかし登記されたような権利につきましては、その辺十分に確かめてやつてゐるはずでございます。その場合は土地を買つたわけでもなし、先ほども建設省、それから私のほうの一般の用地買収の慣行につきまして申し上げたときにも申し上げましたように、地上の権利につきましてはやはり本人に確かめなきゃならぬというふうな、本人同士の話し合いというふうなことでございまして、本人同士と申しまゐる所有者との間の話し合いというふうなことになるわけでございます。そういう点で、本件のような土砂採取の問題につきましても、そういう関係で委任状によりまして契約を進めたというふうなことでございまして、私どももこれによりまして、結局、権利者の間の分配問題というふうな形になつておるのでございまして、実は契約書によりまして、私どもも現金一千四百万円弱の金を払わなければならぬわけでございますが、まだ、これは先ほどもお話ございましたが、どうしたらいいでしょうかという私どもの質問に対する検査庁のほうの検査さんのアドバイスもございまして、とにかく一応保留をして、権利者の間の話し合いをすみやかにまとめて、それからやるべきであるというふうな御指導もいただきましたが、その方向に私どもも努力をいたしまして、早くこの問題の解決をはかりたいというふうには考えておるわけでございます。

○二宮文造君 全く事態の理解のしかたが違います。まず、私の質問について具体的な答弁がありません。公団の職員が所有権者なり、あるいは地権者なりに、ただ一回でも会つた事実がありましかというふうなことに對する答弁はありませんでした。

それからもう一点、あなたの答弁で私理解できませんことは、事は金額の配分の問題ではありませんが、私文書偽造、印鑑盗用、こういう刑事事件が事の次第でありまして、要するに委任状がにせものである、また西尾氏の権利を主張する売り渡し証書がにせものである、そういうにせものの上に立つて公団が契約を結んでゐるという善良な配慮に欠けている、こういう点を私は指摘をしてゐるわけですよ。この二点については、従来は土地取つてもらつたら喜んでゐたとか、それがこのごろはお金を払うようになったとか、余談なことを答弁されて肝心の点については答弁を避けられてゐる。決してあなたの御答弁にあつたように、金額の配分の内輪もめではありません。公団の契約の姿勢に間違いがあつた。私はそれを問題にしてゐるわけですよ。それをまた補う何の作業も公団はやつていない、こういうことを申し上げてゐるわけですよ。総裁はだいたいうなづいていらつしやいます。総裁には意見を伺うのは最終にしたいと、こういうこまかい問題で、現場の問題で、すし、担当の理事で御答弁いただきたい。

○参考人(三野定君) ほかの地権者に会つたかどうかという点については、私ども、はなはだ残念でございますけれども、存じません。

それから繰り返すようにございしますが、私ども、代表者につきまして関係の有力者というところの強い推薦がございましたものから、私どもとしては、これを信用したわけでございます。その辺をどう考えるかということでございますけれども……。

○二宮文造君 委任状は偽造であつてもいいのです。

○参考人(三野定君) それは偽造では困ると思ひ

ます。

○二宮文造君 私、こういうことであまり時間か
けたくないのです。あなたが自分の住所を、地番
を書くのに間違えますか。五十八だったか五十九
だったか、間違えますか。もう杉本さんの委任
状見ただけで、これはもう明らかに代筆であり、
そして今日の事件になってみれば誤りであると、
偽造であるということももう明瞭になってい
るわけですね。本人がそう言っているのですから、杉本
さん自身が、だから、そこにそういうやり方を
公団が今後もしやるとすれば次々と問題は起
きる。だから、将来の問題としては、やっぱり印
鑑証明なり、あるいは周知会を開いたなり、そ
ういふものを現地にちゃんと保存すべきだと思
うのです。全然やっておりません、あなた存じませ
んということ逃げられたけれども、知らないとい
うことにはもう私も食いつく方法はありません
が、全然やってません。しかし、この問題の結
末として残金がまだ渡してありませんので、その
金については検察庁の御意見も伺ってこういう
うにしてありますということだけではこの問題の
処理はできないと思います。要するに、私、いま
仮定を申し上げますが、おそらく検察審査会
これは不起訴は妥当ではない、そういう結論に
なるはずで、これは、もし、そうなら、そし
て私文書偽造、印鑑盗用という事件として起訴さ
れた場合、公団はこの契約書をどう見ますか。仮
定の問題ですが、現実にはそういう方向になっ
てますから、起訴になったらこの契約はどうなり
ますかということをお伺いしたい。

○参考人(三野定君) 先生のおっしゃる様に、
事柄がそういうことになっておりますならば、い
ずれ西尾さんの行為というものが、西尾さんとい
う方のやられたことが正しかったかどうかとい
うことは明らかになるかと思いますが、もし悪い行
為であるということになりますと、私ども
も被害者ということになりますか、その節
はまたその節で、ひとつ私ども処置をいたさな
ければならぬと思います。

それから、冒頭におっしゃいましたように、こ
ういうやり方をいつもやってたんじゃないかぬぞ
と、確かに申し上げるのとおりで、こもともで
ございます。こういうことが起こりませんように、
今後十分に手続方法等をはっきり明示をいたし
まして、現場体制に服膺させるようにいたしたい
と、こういうふうに考えております。

○二宮文造君 後段の答弁はまことに明快にわか
りました。今後の問題は、しかし、前段は全くわ
かりません。西尾さんがそういうことになったら
公団は被害者でございまして、そのときはそのと
きで考えなければいけませんというふうなこと
は国会答弁になりません。私の質問は、もしそ
ういう私文書偽造、印鑑盗用というふうな刑事事件
で起訴された場合は、この契約はどうなりますか、
契約はどうなりますかと同時に、この二十四名の
方々の、まだ別途公団と交渉された四名の方が
かにいいますが、合わせて二十八名の方の損害は
どうなりますか、公団はそれをどういう姿勢で解
決に当たりますか、こういう意味も含めてどうな
りますかと申し上げます。契約は無効でしよ
う。また、しかも、公団はいわゆるその政府関係
機関として善良な配慮に欠けた契約をやったわ
けでしょう。周知会もやらない、権利義務の確
認もしない。あるいはまた委任状や売り渡し証書が正
しいものであるかどうか、印鑑証明も添付させな
い、先ほど建設省がおっしゃった原則的な問題は
何一つ履行されていない。したがって、こういう
善良な配慮に欠けたがゆえにこういう問題が起
こった。公団は被害者ではありませんで、何とい
うのでしよう。未必の加害者みたい、被害者では
ありません。被害者は二十八名の方が被害者です。
その被害者に対して公団はどうなさるか、これ
をお伺いしておる。

○参考人(三野定君) 私ども、一年半の間、土
を取らしていただきました、その間何もございま
せんでしたので、その点でどうも私ども何とい
うか、その二十四名でございまして、二十八名
方でございますか、いずれにしても、私ども
の契約が非常に悪かったということがなかなか
ちよっと私ども釈然とせぬわけでございます。ま
た金額が少なかったという点ではございませ
んけれども、とにかくまあ金も受け取っておられ
たわけでございまして、どうもその点で私どもの契約
がほんとうに悪かったのだらうかという私ども疑
問を持っております。司直の手によりましてま
ごとく明らかになってからどうするかというふうな
ことも実はまだ考えておりません。私どもとしては、
一応私どもの契約というものはそれで成り立つて
いたのであらうと、こういうふうな思っているわ
けでございます。

○二宮文造君 全くわかりません。もうやっぱり
総裁にお出ましを願わなければなりません。同じ
ような質問を申し上げたいわけですが、私は、ま
あ法律的なことは全くとすからわかりま
せんが、偽造の委任状、偽造の売り渡し証書、そ
ういふものをもって本人が地権者であるかとい
う点、装ったという点、一点。
それからまた、全く関係のない、しかし推進委
員会というものがあって、その推進委員会の中に、
このいろいろな文書によりまして、一部利益を受
けた人の奔走によつて西尾さんという人がいかに
も適当な代表者のごとく装われて、地権者や所有
者には全く知らないうちにこういう契約が締結さ
れた。しかも、そこにはもう偽造の書類があつた
と、そしてお金が渡されたけれども、お金が本人
のところに入つて、それからどこへいったか知り
ませんが、それがいくべき人のところにはいつ
ていない。しかも、これが刑事事件として起訴さ
れたというふうなことになるかと、法律の知識の
弱い私の判断でも、先ほど言いました公団が確認
する作業を何もやっていないわけですから、何に
も確認する材料をやっていない、周知会もやっ
ていないんですから、この契約は当初から無効であ
り、公団もそういう意味では西尾さんには被害に
かかった、これは認めます。しかし、そのために
地権者や所有者には損害を与えたことになりま
す。その面ではやっぱり加害者になります、公団

は。したがって、この問題整理は、いままです支
分については西尾さんに損害賠償を公団が要求
をする。正当な権利者であるこの所有者やある
いは地上権を持つている人には契約書のとおり支
払いをする、こういうことではなければならん
でしょうか。それが正当な解決のしかたでないで
しょうか。そのために損害請求というのを出して
ありますが、しかし、これについての公団の答弁
はまことに木で鼻をくくったような答弁です、
内容証明についての公団の答弁は、ですから、こ
の問題の結末をどういうふうな総裁としてはつけ
ていただくのか、総裁の御所見を伺いたい。

○参考人(前田光嘉君) 北陸自動車道の小矢部地
区の土取りにつきまして、ただいま二宮先生から
御指摘いただきましたような、現場の私のほうの
職員が非常に事務に粗漏があつたために関係の
方々にたいへんな御迷惑をかけたことは、ま
ことに申しわけなく存じております。

具体的な御指摘で、あの西尾金光氏と私のほう
とかわしました契約がそのもとになる委任状が偽
造であるために無効であるかどうかという点につ
きましては、起訴の問題がまだペンディングであ
り、しかも、裁判の結果を待たなければ、この席
上で明確に無効であると私から申し上げることは
少し時期が早いかと存じますけれども、いずれに
いたしましても、そういうふうな契約を結んで、
それに基づいて関係者の方々に御迷惑をかけるこ
とは、これは許すべきことではございません。実
は土取りにつきましては、従来はまあ仕事を急ぐ
のでかけ回つたのでございまして、また土取
りそのものの性質が土砂を買うという形でござ
いまして、土地を買うという、不動産を買うとい
う形におけるほど厳密に処理をしていなかったた
めにこのようになつたかと思ひます。しかし
ながら、問題の性質上、やはりどんな場合にお
きまして、権利者の方々に十分な納得のいく契
約であり、またそれに対する代価の支払いである
べきでございまして、今後につきましては、いま
御指摘いただきました点あるいはさらに反省すべ

またこの問題につきましても、いろいろ聞いてみますと、ただいま御指摘がございましたように、西尾それがしと関係の方々との間における関係が十分明確でなかった点、あるいはそれを詳細にすべき委任状そのものにつきましても十分な連携がなかったという点がございしますが、一方で刑事事件でもございまいしょうけれども、一方でまたあるいは民事問題として発展するかもしれません、われわれのほうといたしましては、できる限り円満に話し合いがつきまして、関係の方々にも、せっかく提供していただきました土地の土砂、これに対する代金の支払いが納得のいける代金の支払いでありますように、関係の方々とともに話を円満につけるべく努力をしたいと考えております。

○二宮文造君 私、要望を言っておきます。いまの總裁の答弁を伺つてはば了解しました。了解しましたが、その了解に立つて要望しておきますが、西尾氏との交渉は公団がやっていたいただきたい。それからまた、被害者との円満話のしかたも、これも公団がやっていたいただきたい。公団が西尾氏と被害者——被害者というか、この場合、被害者と名前つけさせてもらいましょう。そういう方々と西尾氏とが話し合うことを公団が傍観をするということでは責任のがれになります。公団対契約者である西尾氏、しかも、その契約が無効であると、間違つた事実の上に、書類の上に立たれたという立場をとっているこの被害者と公団と、こういうかっこうで問題の処理をやっていただけかどうかが、この点お伺いしたい。

○参考人(前田光嘉君) お話のとおり、関係の方々すべての方と話し合いをしたいと存じます。

○二宮文造君 これは建設大臣の答弁を要求する何ものもないわけですが、ほんとうにこの問題は、私、先ほども三野理事ですか、おっしゃったのは、

これに似たような非常にややこしい問題を残してきました。最近は一一人が權利を主張するようになりましたから、ややそれも影をひそめましたけれども、しかし、公団の仕事の中にこういう事件があったというのは私きわめて遺憾だと思う。したがって、やはり私権を尊重をする、それはもう協力もしてもらわなければなりません。協力もしてもらわなければなりません。政府並びに政府関係機関の仕事というのは、だれが見ても公正妥当な、しかも明朗な、そしてはっきりした条件の上に政府や政府関係機関の仕事は進められるべきだと思えます。そういう意味で、今後、公団各種公団がありますから、大臣のそういう面についてのきびしい指導を私は要望をし、また、この問題についてもメンツもありましょう、またその

仕事をなすった方の責任問題もあるいは出てくるかも知れません。しかし、私はそれは問いません。責任問題を問うのではありません。いま現に困っている二十四名及び別途話し合いをしている四名、合わせて二十八名の方の事実に基づいた申

らぬ口をすべらしまして、ある検事が不起訴相当にされた、しかし、また別の方がこれはちよつと客観情勢から見て檢察審査会から出てくるのを期待されているような御発言がございました。したがいまして、これはもうすでに法の運用の問題で、すから、私も口を入れるわけはありませんが、どうやらこれは最初の不起訴相当がちよつと誤らまつているんじゃないかという判断が現地で強いようでありますので、ひとつよろしく問題が上がつてきたときには御検討いただきたい。よろしくお願いしたいと思います。答弁要りません、これは。

○國務大臣(龜岡高夫君) 政府関係機関並びに政府の職員として与えられております権限の行使につきましては憲法に明示されておるわけでありま

す。そこから生まれてくる事実は全國民のためにこれを行使をしないということで、常に國民が中心でなければならぬわけであります。したがいいまして、与えられております諸権限というもののは、大小があつてはなりませんし、厚薄があつてはならないわけであります。これは國民に対して。そういう面につきましては、やはり公団、政府職員において、往々にしてその十二分な理解を持たない者がいるやの行為に遭遇することが間々あるわけでございまして、これはたいへん残念なことでございします。御指摘をいただいた問題につきまして、担当職員がこの原則、原理を十分わきまえておれば、建設省のやつておりますとおりの処置が講じられたはずでございします。それが土取り、土だけ買ふんだからと、買う行為、これも一つの法

律によって与えられておる権限を行使する職員のはこれは行政権でございますから、その際にはやはり一番確実な、だけれども疑惑を抱かれない措置を講ずるのがこれはもう当然の当然でございます。それをめんどつくいからと、よく行政官で

岡の方々にも実はやかましく、一番先に就任したときから申し述べており、また要求をいたしておるところでもございます。今後も再びこういうことの起きませんように十二分に注意をしてまいるように指導していきたいと考えております。

○二宮文造君 関係者に処置するように公団に。
○國務大臣(龜岡高夫君) その点につきましては、先ほども二宮委員からお話のありましたとおり、この問題については、やはりその是非曲直を決定するということであたいへん大事な問題が残つておるような気がするわけであります。したがいまして、そういういわゆる法律上の手続というものが

今後どういふふうにとられてまいりますか、いずれにいたしましたも、ただいま道路公団総裁がお答え申し上げたような方向で処置するように指導

してまいりたいと思います。

○委員長(野々山一三君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十四分散会

四月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、地代家賃統制令の即時撤廃等に関する請願
(第二五四七号)(第二八四七号)

第二五四七号 昭和四十九年三月二十三日受理
地代家賃統制令の即時撤廃等に関する請願
請願者 京都市左京区南禅寺草川町四一京
都貸地貸家協会内 三原幸三外

名 紹介議員 林田悠紀夫君
地代家賃統制令を即時撤廃されたい。なお、統制令が撤廃されるまでの期間、次の事項の実現を即時図られたい。

一、大蔵省(国税庁)と自治省(各地方自治体)における全国宅地評価額の相違を統一、一本化すること。

二、統制令における地代算出の基準を現行の固定資産税調整課税標準額から普通の宅地評価額(又は国税庁宅地路線評価額)に改正すること。

三、右の点が不可能ならば、統制令適用の貸地、貸家に対する相続税の宅地課税評価を現行の路線評価額(国税庁)の十分の一に減額すること。

四、右が何れも不可能ならば、統制令適用の地代、家賃に対し家賃補助政策を早急に実施すること。

五、贈与税における控除額を異常な物価高に際して大幅に引き上げること。

理由
現在、宅地価格、建設資材等の異常な高騰のため、一般国民の住宅建設は、到底及ばず、住宅事情の解決は困難である。これは、地代家賃統制令により永年にわたり地主家主達を搾取抑圧してきて住宅問題の解決には、なんらなり得なく、単に借家人の過保護のみの目的がかえって住宅難の原因となっていること。

第二八四七号 昭和四十九年三月二十八日受理
地代家賃統制令の即時撤廃等に関する請願

請願者 大阪府箕面市桜ヶ丘二ノ七ノ三七
大阪貸地貸家協会内 井原雄吉

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第二五四七号と同じである。

四月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、下水道事業の促進に関する請願(第三二一五号)

一、公共事業の早期発注に関する請願(第三二一七号)

一、生産緑地法案に関する請願(第三二七九号)(第三二八〇号)(第三二八一号)(第三二四三三号)

第三二一五号 昭和四十九年四月二日受理
下水道事業の促進に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟
県議会議長 外山勘兵衛

紹介議員 佐藤 隆君

下水道整備に対する地方公共団体の財源負担の軽減を図り、事業の促進を期するため、次の事項の速やかな実現を強く要望する。

一、国庫補助対象範囲を拡大し、公共下水道における末端管渠に対する経費及び終末処理場と周辺環境との調和を図るために必要となる施設、周辺の美化、緑化等に要する経費について補助対象とすること。

二、政府債、公庫債と利率の引下げ及び償還年限の延長等、起債条件の緩和を図ること。

理由
公共水域の水質汚濁は、全国各地で農漁業等に重大な影響を及ぼしているだけでなく、国民生活に大きな不安を与え、深刻な社会問題となっており、これを解決するには立ち遅れている下水道事業を強力に促進することが急務であるが、財政の貧弱な地方公共団体にとっては実施が困難なので、制度の充実による国の大幅な財政援助措置が必要である。

第三二一七号 昭和四十九年四月二日受理
公共事業の早期発注に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟
県議会議長 外山勘兵衛

紹介議員 佐藤 隆君

中小建設業者の健全な育成及び新潟県民福祉の向上を図るため、公共事業の早期発注に適切な措置を講ずるよう強く要望する。

理由
政府は、物価安定対策に伴う総需要抑制の一環として、昭和四十八年度に引き続き四十九年度上期においても生活関連の公共事業を含めて、事業繰り延べを予定しているといわれるが、本県のような後進地域にあつては、この種の公共事業の繰り延べ更に金融引き締め等一連の抑制策を堅持されれば、中小建設業者の倒産の懸念並びに兼業農家の農外収入の減少等のため社会不安が増大する恐れが多い。加えて、豪雪地帯にある本県としては、消雪直後から降雪時までの間に通年的な工事発注を行い、適期施工を図らなければならない自然環境下にあるが、公共事業の繰り延べは、これをも阻害することになり、憂慮される事態にある。

して、昭和四十八年度に引き続き四十九年度上期において生活関連の公共事業を含めて、事業繰り延べを予定しているといわれるが、本県のような後進地域にあつては、この種の公共事業の繰り延べ更に金融引き締め等一連の抑制策を堅持されれば、中小建設業者の倒産の懸念並びに兼業農家の農外収入の減少等のため社会不安が増大する恐れが多い。加えて、豪雪地帯にある本県としては、消雪直後から降雪時までの間に通年的な工事発注を行い、適期施工を図らなければならない自然環境下にあるが、公共事業の繰り延べは、これをも阻害することになり、憂慮される事態にある。

第三二七九号 昭和四十九年四月三日受理
生産緑地法案に関する請願(十七通)

請願者 愛知県稲沢市中野町西出八六一ノ
一稲沢農業協同組合長 杉山万四郎
郵外六千三百三十四名

紹介議員 森 八三三君

生産緑地法案の審議にあたっては、都市農業の育成保全のため、次の事項が法案に反映されるよう配慮されたい。

一、第二種生産緑地については、できる限り面積要件を緩め、おおむね〇・一ヘクタール以上の集団農地までを含めること。

二、市街地の開発事業に結び付かない暫定農地についても、生鮮食料品の供給、環境機能に着目して第二種生産緑地地区と類似の取り扱いとすること。

三、第一種生産緑地の面積要件を市町村の弾力的運用に任せるとともに農業施策の導入を図ること。

四、生産緑地期限経過後、買い取り等の段階を経なくても自己転用の道を開くこと。

五、生産緑地の指定の公正を図るため、市町村に生産緑地審議会を設置すること。

六、地方自治体で行っている農地保全対策条例等の適用を現に受けている農地については、生産緑地に含めて取り扱いができるように法の

実施にあたって配慮すること。

理由
生産緑地法案の内容は、都市の過密化を防止するため、開発までの一定期間を生産緑地として対象農地を保留するというもので、市街化区域における農業の存立に厳しい条件が設定されようとしている。とりわけ、都市計画中央審議会において系統農協が強く主張した都市農業の視点からみた役割りが軽視されたことは遺憾である。

第三二八〇号 昭和四十九年四月三日受理
生産緑地法案に関する請願(十七通)

請願者 愛知県知立市山田中畑一ノ二九知
立市農業協同組合長 野畑稔外七
千六百二十五名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。

第三二八一号 昭和四十九年四月三日受理
生産緑地法案に関する請願(八通)

請願者 愛知県蒲郡市神ノ郷町山見堂一
杉浦惣比知外三千六百六十五名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。

第三二四三三号 昭和四十九年四月四日受理
生産緑地法案に関する請願(二十五通)

請願者 愛知県東海市養父町北反田一一ノ
一横須賀町農業協同組合長 森安
鷹外一万七千七百三十一名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三二七九号と同じである。

四月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、生産緑地法案に関する請願(第三二九〇号)

第三二九〇号 昭和四十九年四月五日受理
生産緑地法案に関する請願(二通)

請願者 名古屋市長 天白町大字島田字
 石薬師一八六天白信用農業協同組
 合長 須賀捨作外九百四十六名
 紹介議員 橋本 繁蔵君
 この請願の趣旨は、第三一七九号と同じである。

第六号中正誤

ページ	段	行	誤	正
六	二	終わり から	二時	一時
一〇	一	〃	キロトン	トンキロ
三	二	三	古賀雷四郎君	古賀雷四郎君
二四	二	四	国道	国土

昭和四十九年五月七日印刷

昭和四十九年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局